

令和 3 (2021) 年度

大学院便覧・授業要項

(健康科学研究科)



青森県立保健大学大学院

Aomori University of Health and Welfare Graduate School of Health Sciences

目 次

I	学事暦	
○	学事暦	1
II	履修の概要・学習支援環境	
○	履修の概要	3
1	授業時間	
2	既修得単位の認定	
3	履修登録	
4	成績評価	
5	GPA制度について	
6	研究発表実績の報告	
7	公開審査会及び公開発表会への出席について	
8	情報伝達	
○	学習支援環境	5
1	事務局（教務学生課）	
2	図書館	
3	Web-ラーニングシステム	
4	院生研究室、大学院情報処理室	
III	博士前期課程（修士）	
1	カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	7
2	取得できる学位、要件	8
3	修了までのスケジュール	9
①	研究進行状況書	
②	研究計画書	
③	研究計画書の審査	
④	倫理審査	
⑤	研究協力依頼	
⑥	修士論文（課題研究論文）中間発表会	
⑦	修士論文（課題研究論文）公開審査会	
4	履修基準・モデルコース	19
5	論文申請要領	27

IV	博士後期課程（博士）	
1	カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	4 1
2	取得できる学位、要件	4 2
3	修了までのスケジュール	4 3
	①研究進行状況書	
	②研究計画書	
	③研究計画書の審査	
	④倫理審査	
	⑤研究協力依頼	
	⑥博士論文中間発表会	
	⑦博士論文公開発表会	
4	履修基準	5 1
7	論文申請要領	5 3
V	関係規程等	
1	大学院学則	6 9
2	大学院履修規程	8 2
3	学位規程	9 2
4	学位（修士）審査基準	10 2
5	学位（博士）審査基準	10 4
6	研究倫理規程	10 5
7	再入学規程	11 0

I 学 事 曆

令和3年度（2021年度）学事暦

◆前期◆

入 学 式： 4月 6日（火）
ガ イ ダ ン ス： 4月 6日（火）
定 期 健 康 診 断： 4月 7日（水）
履 修 登 録 期 間： 4月 6日（火）～ 4月16日（金）
履 修 登 録 確 認 期 間： 4月19日（月）～ 4月23日（金）
前 期 授 業 開 始： 4月26日（月）
M・D中間発表会： 4月24日（土）
夏 季 休 業： 8月 4日（水）～ 9月21日（火）
集 中 講 義： 9月 1日（水）～ 9月 7日（火）

◆後期◆

履 修 登 録 確 認 期 間： 9月27日（月）～10月 1日（金）
後 期 授 業 開 始： 10月 4日（月）
大 学 祭： 10月 9日（土）～10月10日（日）
M 中 間 発 表 会： 10月17日（日）
冬 季 休 業： 12月24日（金）～ 1月 3日（月）
集 中 講 義： 1月31日（月）～ 2月 4日（金）
M論文審査・最終試験： 1月25日（火）～ 2月 5日（土）
D論文審査・最終試験： 1月22日（火）～ 2月 9日（水）
M 公 開 審 査 会： 2月 6日（日）
D 公 開 発 表 会： 2月11日（金・祝）
春 季 休 業： 2月14日（月）～ 3月31日（木）
学 位 記 授 与 式： 3月10日（木）

【令和3年（2021年）9月修了生に適用される行事】

M 中 間 発 表 会： 4月24日（土）
論 文 審 査 ・ 最 終 試 験： 7月 2日（金）～17日（土）
M 公 開 審 査 会： 7月18日（日）
D 公 開 発 表 会： 7月18日（日）
D 中 間 発 表 会： 2月11日（金・祝） ※令和4年（2022年）9月修了生

令和3年度(2021年度)青森県立保健大学大学院 学事暦

	日	月	火	水	木	金	土	
4月	28	29	30	31	1	2	3	
	4	5	6	入学式 ガイダンス	健康診断 履修登録	履修登録	履修登録	
	11	12	履修登録	履修登録	履修登録	履修登録	履修登録	
	18	19	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	M・D(3月)中間発表 会	
	25	26	前期授業開始		昭和の日	昭和の日		
5月	2	3	憲法記念日	みどりの日	こどもの日			
	9	10						
	16	17						
	23	24						
6月	30	31	1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
7月	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	M(9月)公開審査会 D(9月)公開発表会	18	19	海の日	20	21	22	23
8月	25	26	27	28	29	30	31	
	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	オープンキャンパス	10	山の日	11	12	
	15	16	17	18	19	20	21	
9月	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31	1	集中講義	2	集中講義	
	5	集中講義	6	集中講義	7	集中講義	8	集中講義
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	敬老の日	21	22	23	秋分の日	
10月	26	27	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	
	3	4	後期授業開始	5	6	7	8	
	10	(大学祭)	11	スポーツの日	12	13	14	
	M(3月)中間発表会	17	18	19	20	21	22	
	24	25	26	27	28	29	30	
11月	31	1	2	3	文化の日	4	5	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	勤労感謝の日	24	25	26	
12月	28	29	30	1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
1月	26	27	28	29	30	31	元旦	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	成人の日	11	12	13	共通テスト準備 (午後休講)	
	(大学入学共通テスト)	16	17	18	19	20	21	
2月	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31	集中講義	1	集中講義	2	集中講義	
	6	M(3月)公開審査会	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	19	
3月	20	21	22	天皇誕生日	23	24	25	
	27	28	1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	学位記授与式	11	
	13	14	15	16	17	18	(後期日程試験)	
	20	21	春分の日	22	23	24	25	
27	28	29	30	31				

【入学者選抜試験】

- ・大学院入学者選抜試験(第1期募集)
- ・大学院入学者選抜試験(第2期募集)

令和3年10月16日
令和4年2月5日

【関係行事等】

- ・オープンキャンパス
- ・大学祭

令和3年8月9日
令和3年10月9日、10日

<参考・学部入学者選抜試験日程>

- ・編入学試験及び特別選抜(社会人・学士)
- ・特別選抜(学校推薦型選抜)
- ・大学入学共通テスト
- ・前期日程入学試験
- ・後期日程入学試験

※学内立入禁止

令和3年9月25日
令和3年11月27日、28日
令和4年1月15日、16日
令和4年2月25日
令和4年3月12日

Ⅱ 履修の概要・ 学習支援環境

○履修の概要

1 授業時間

時限	授業時間
第1時限	10:20～11:50
第2時限	12:40～14:10
第3時限	14:20～15:50
第4時限	16:00～17:30
第5時限	17:40～19:10
第6時限	19:20～20:50

2 既修得単位の認定

他の大学院において修得した単位について、教育上有益と認めるときには、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したのものとして単位を認定する場合があります。

この認定を受けようとする場合は、履修登録期間内に申請する必要がありますので、入学後、早めに教務学生課に問い合わせてください。

3 履修登録

前期開講科目及び後期開講科目の履修登録は4月に行います。授業要項に基づき、必ず指導教員の指導を受けた上で、指定期日（学事暦参照）までに行ってください。

詳細については、別途通知します。

4 成績評価

成績の評価は、試験成績等を総合して判定しますが、出席数が授業実施時間数の3分の2に満たない場合は、試験を受けることができません。

成績は、科目ごとに次のように評価されます。

判定		合 格			不合格
評 価	評語	A	B	C	D
	点数	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下

5 GPA 制度について

【GPA制度とは】

世界標準的な大学での成績評価の方法。欧米の大学で一般的に使われており、留学の際など学力を測る指標となる。公平な成績評価指標として導入する大学が増えている。

科目毎の評点に応じたポイント（Grade Point＝GP）にその科目の単位数を乗じた値の合計値を、履修総単位数で除し算定する。

(1) GPA の算定方法

$\cdot GP = (\text{評点} - 55) \div 10 \quad (\geq 0) \quad \text{※}0.5\text{未満は切捨て}$
$\cdot GPA = \frac{(\text{科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{総履修登録単位数}} \quad \text{※小数点第3位以下は切捨て}$

【例】

保健福祉政策学特論（2単位）78点、統計学（1単位）60点、健康危機管理論（2単位）59点、
学術英語読解（2単位）95点である場合

$$GPA = \frac{2 \times 2.3 + 1 \times 0.5 + 2 \times 0 + 2 \times 4.0}{2 + 1 + 2 + 2} = \boxed{1.87}$$

(2) GPA の使用目的について

学生に通知することにより学習意識の向上・啓発を図るとともに、授業料減免における学力基準判定等に用います。

(3) 通知方法

事務支援システム Web 成績照会画面において評点、評価とともに表示します。

(4) 留意点

ア 再履修により履修する科目については、GPA 算定上評価を上書きするのではなく、不可となった評価部分も算定します。

イ 既修得単位認定科目及び学外で単位取得する科目は対象外です。

6 研究発表実績の報告

大学院の各課程（博士前期・後期課程）においては、特別研究及び指導教員・他の研究者との共同研究等によって得られた研究成果を、積極的に外部の学会や学術誌に発表することが望まれます。また、大学としても、大学院在学中及び修了後1年間に発表した研究業績の把握を行っています。

従って、毎年度2月末頃に、当該年度の研究発表実績について、教務学生課及び指導教員に報告を行っていただきますので、ご協力をお願いします。

7 公開審査会及び公開発表会への出席について

公開審査会及び公開発表会については、大学院生の全員参加が原則となっています。仕事の都合等で当日の出席が困難な場合は、Webラーニングシステム（後述）を用いての参加も可能です。使用を希望の場合は、教務学生課へお問い合わせください。

8 情報伝達

皆さんへの連絡は、入学後に付与される「学生用電子メールアドレス（学外でも利用可能）」へのメールが中心となります。連絡内容は各種提出物の案内、履修、成績に関する事項をはじめ、時間割、授業変更や事前、事後の課題、遠隔（オンライン）授業となる場合の参加方法等多岐に渡りますので、毎日確認ください。また、学会等の案内については、C棟3階のエレベーターホールの掲示板を使用する場合があります。

○学習支援環境

1 事務局（教務学生課）

事務局の窓口対応時間 **8：30～17：15**

（ただし、週休日（土、日曜日）、休日（祝祭日、年末年始）は取り扱いません。）

2 図書館

利用の詳細、開館日については、図書館ホームページを参照してください。

<http://campus.auhw.ac.jp/tosyo/index.htm>（学内限定）

※無人開館について

図書館では、通常の開館時間のほか、下記の時間帯に職員不在の無人開館を実施します。

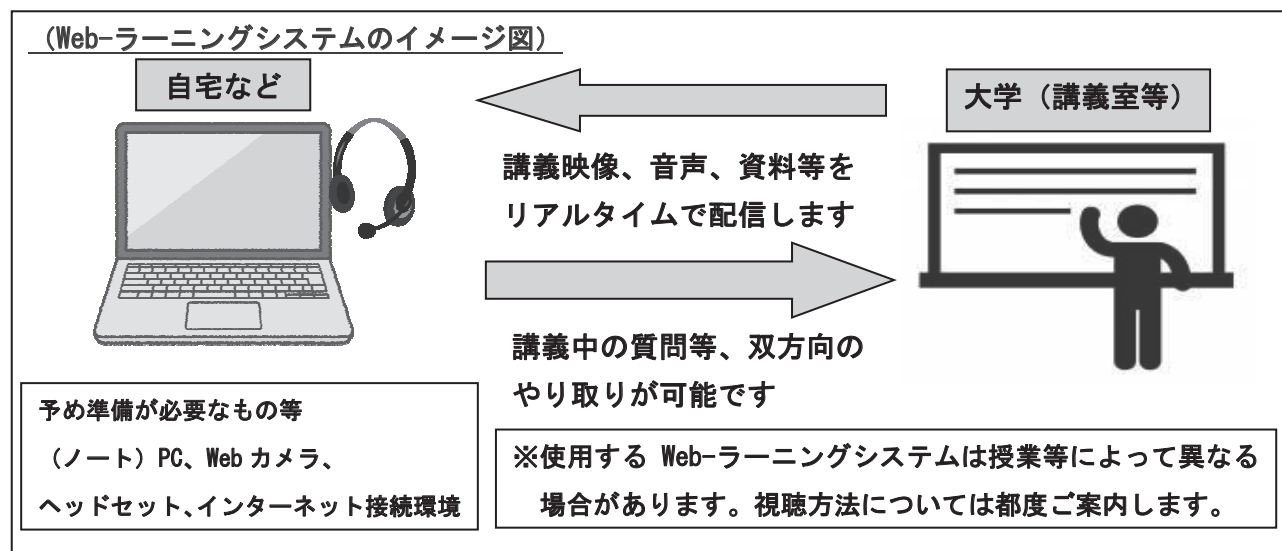
無人開館の利用対象者は、大学院生、教職員および事前申請済みの学部学生です。

（無人開館時間）

曜日	授業期間	長期休業期間
平日	(朝) 6：00～8：45 (夜) 19：00～24：00 ※ 8：45～19：00通常開館	(朝) 6：00～8：45 (夜) 17：00～24：00 ※ 8：45～17：00通常開館
第1・第3 土曜日	(朝) 6：00～10：00 (夜) 16：00～24：00 ※ 10：00～16：00通常開館	9：00～24：00 ※休館日のため通常開館なし
日・祝及び 第2・第4・第5土曜日	9：00～24：00 ※休館日のため通常開館なし	9：00～24：00 ※休館日のため、通常開館なし

3 Webラーニングシステム

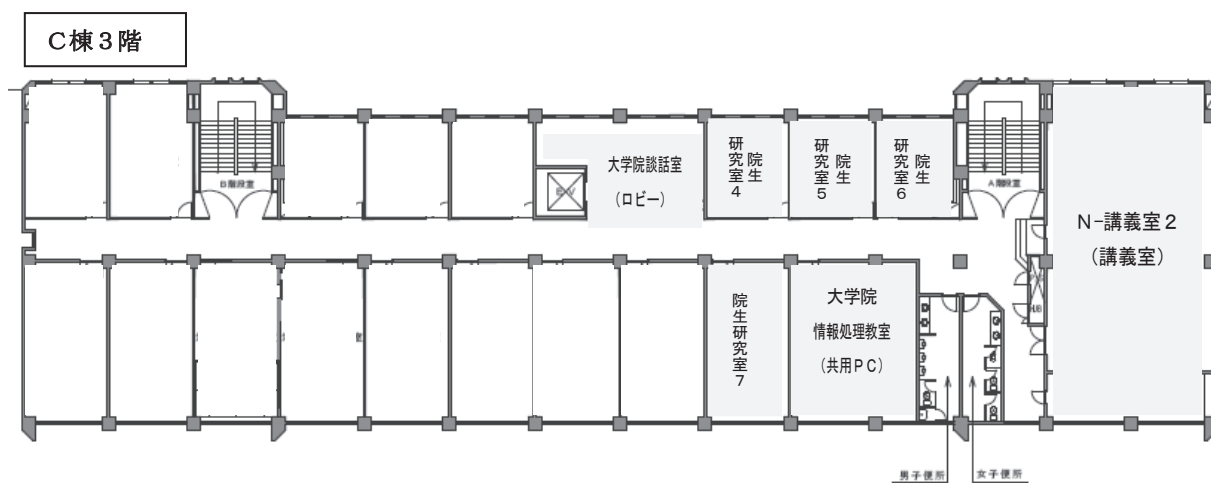
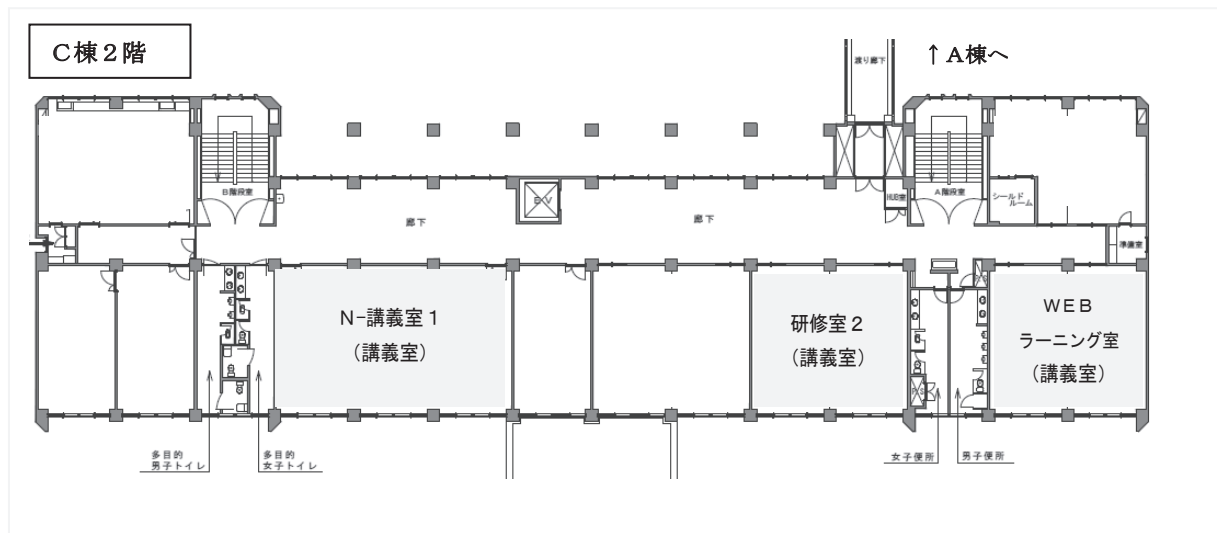
Webラーニングシステムとは、離れた拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるツールのことです。本学大学院では、一部の授業や発表会（後述）において、このシステムを利用した遠隔授業を行っています。



4 院生研究室、大学院情報処理室

社会人以外の大学院生には、研究領域別の院生研究室が割り当てられます。また、大学院情報処理室は、全大学院生が共用で使用します。（下記案内図のとおり）

使用方法については、年度始めのガイダンスにて説明します。



Ⅲ 博士前期課程

○修業年限：2年（長期在学コース3年）

○研究領域：

保健・医療・福祉政策システム領域

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域

CNS（専門看護師）コース

〔健康科学研究科 博士前期課程〕

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

保健、医療及び福祉に関わる高度な知識、問題解決及び研究能力を修得することを目的として、基盤科目、専門科目、特別研究から構成される課程を設定しています。なお、CNS(専門看護師) コースについては、一般社団法人日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準に基づき、科目等を設定しています。

○基盤科目

研究の基礎となる科目について、研究倫理など専門領域にかかわらずに共通研究基礎科目と、主に看護学や社会福祉学に特化した専門研究基礎科目を設定しています。さらに、健康科学などに関わる多様な実践及び学問体系の基盤となる科目として、生命科学・生理学科目群、疫学・統計学科目群を設定するとともに、地域の人々のより健康的な行動変容を推進するための基盤として、ヘルスリテラシー科目群を設けています。

これらの科目は、主に1年次に修得し、専門科目の履修や特別研究の計画・実施の土台となります。

○専門科目

地域保健、社会福祉、看護、理学療法、栄養などを専門とする学習者が、さらなる専門性の向上と、専門分野や職種の垣根を越えた実践・研究を推進するために、各専門科目を「モジュール」としてパッケージ化しました。修士(看護学)、修士(社会福祉学)では、それぞれに該当するモジュール等から一定以上の単位を修得する必要がありますが、修士(健康科学)では、「モデルコース」としての履修モデルは示すものの、基本的に自らの学習目標に沿って自由に科目の選択ができるようにしています。なお、CNS コースでは、修士論文となる課題研究(2単位)が必修となっています。

○特別研究

基盤科目及び専門科目を展開させ、自らが設定した特定の研究課題に対して、修士論文を作成、発表するための科目です。すべての学位において8単位(※CNS コースは除く)の必須科目となっています。

研究においては、特定の職種の枠を越えた課題意識、着想、方法及び実施が必要と考えられることから、実践や研究の対象及び場の層を考慮した、横断的な研究領域(保健・医療・福祉政策システム領域、対人ケアマネジメント領域、基礎研究・実用技術領域)を設定しています。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

青森県立保健大学大学院学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、特別研究や課題研究の成果として提出された修士論文の最終審査において、保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析し、社会に発信する能力を修得したと判断される人に、修士の学位を授与します。

CNS コースにおいては、最終審査において、高度専門職としての知識・技術を修得したと判断されることが、修了の条件となります。

2 取得できる学位、要件

(1) 取得できる学位

修士（健康科学）

修士（社会福祉学）

修士（看護学）

ただし、修士（社会福祉学）及び修士（看護学）の取得要件は、次のとおりとします。

ア 修士（社会福祉学）

(ア) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 社会福祉士修士コースを選択し修了すること

イ 修士（看護学）

(ア) 保健師助産師看護師法施行令に定める「指定学校養成所」を卒業していること

(イ) 「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上履修すること

(ウ) 本人が希望していること

【CNS（専門看護師）コース】

CNS（専門看護師）コースを修了すると、修士（看護学）が取得できます。

また、以下の専門看護師の受験資格を取得できます。

がん看護専門看護師（がん看護学領域専攻）

(2) 修了要件

本課程に2年以上在学し、所定の単位（各領域の必要単位数は、大学院履修規程の別表を参照）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。

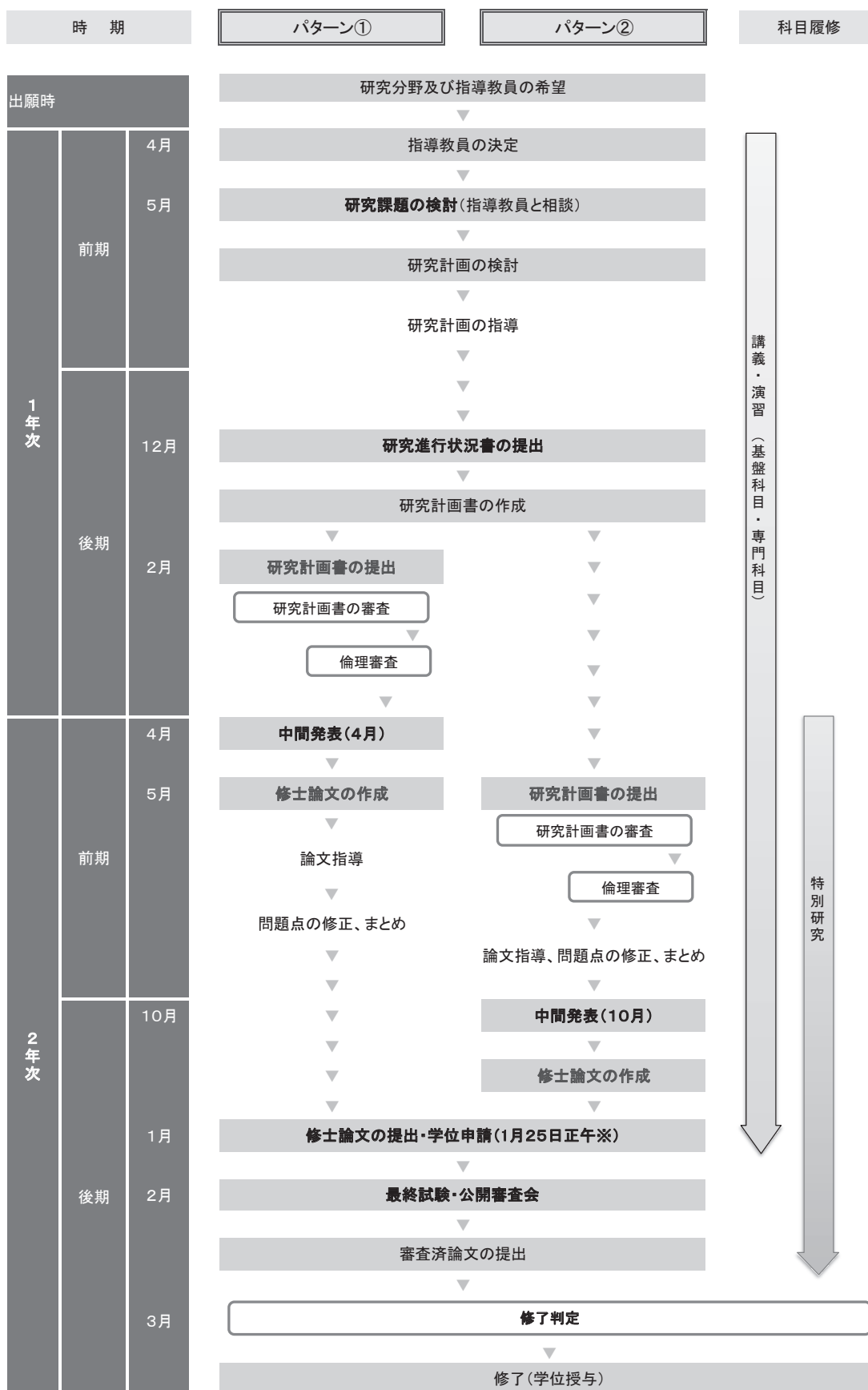
ただし、CNSコースにおいて専門看護師の認定を目指す者は、実習及び特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えるものとします。

3 修了までのスケジュール

履修及び研究等のスケジュールについては、次ページ以降を参照してください。

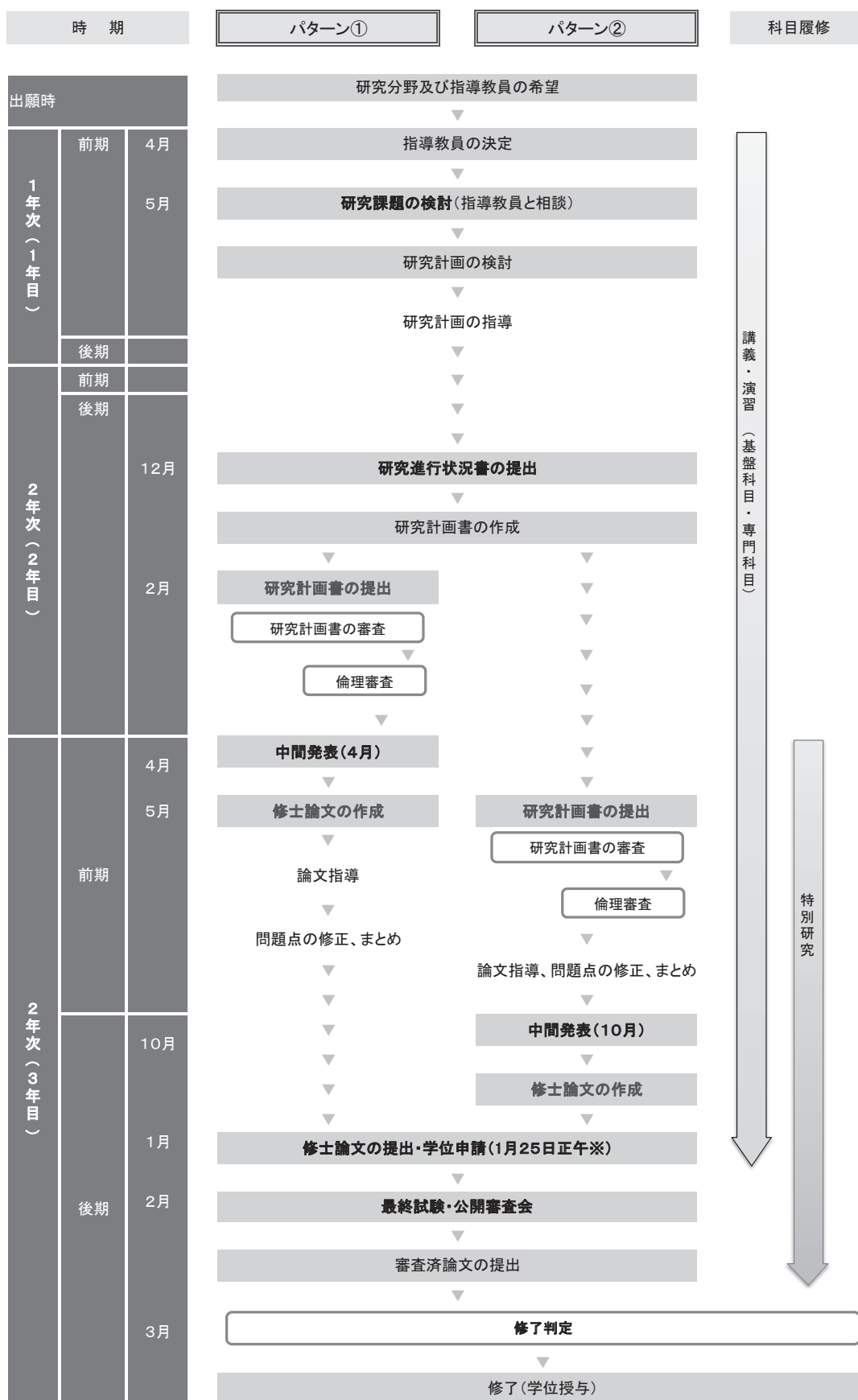
修了までの期間については、通常コースは2年、長期在学コースは3年となります。（CNSコースを選択した場合は、通常2年コースのみ）

博士前期課程 修了までのスケジュール(2年コース)



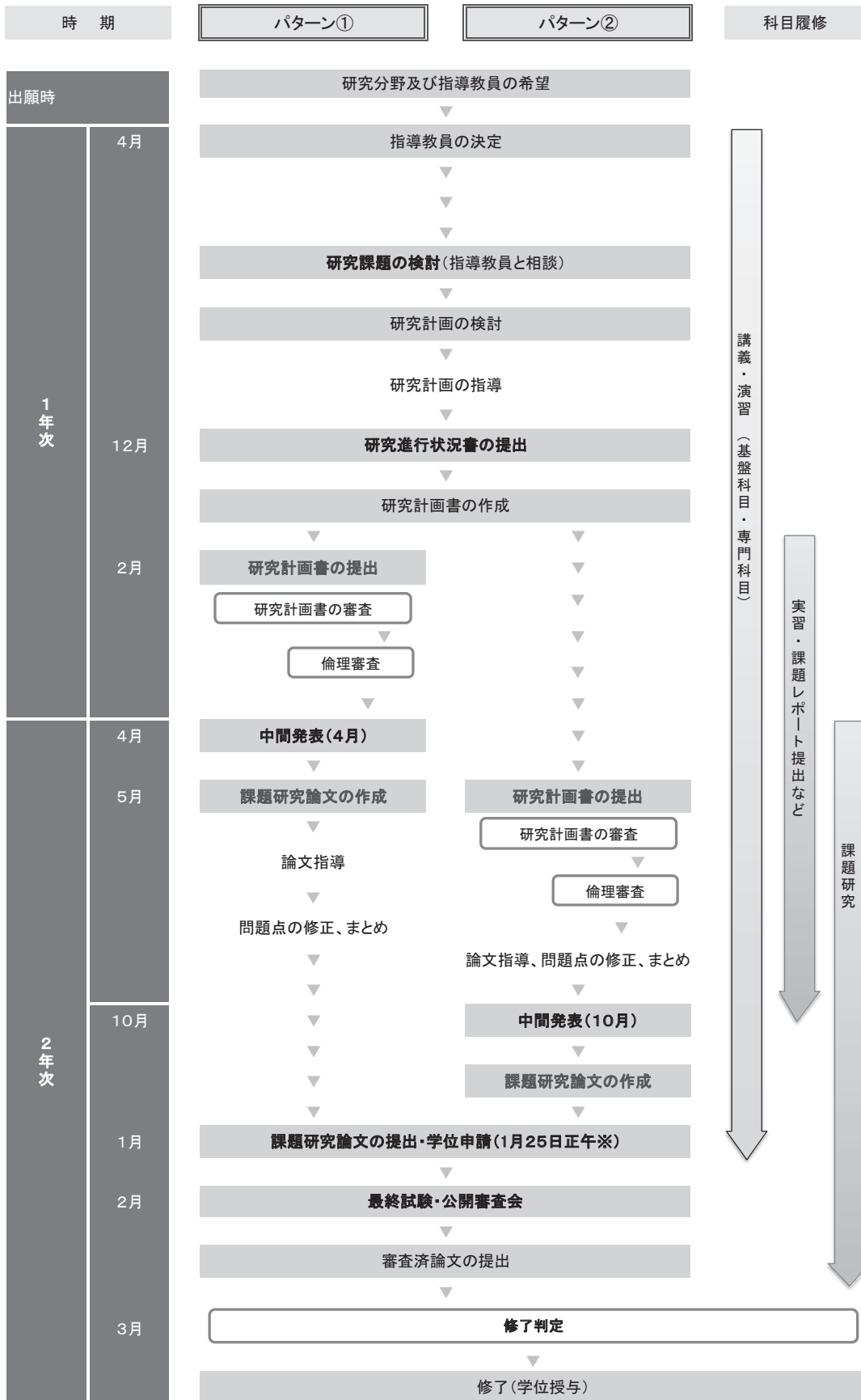
※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

博士前期課程 修了までのスケジュール(長期在学3年コース)



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

博士前期課程CNSコース 修了までのスケジュール(2年コース)



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

① 研究進行状況書

研究進行状況書は院生本人が作成し、指導教員を経由して教務学生課へ提出してください。(様式は下記のとおり)

提出期限：1年次の12月下旬まで(長期在学コースの場合、2年次(2年目)の月下旬まで)
(期日は別途お知らせします)

(研究状況進行書 様式)

年 月 日

研究進行状況書

指導教員	学籍番号	氏名
		(領域・コース名)
研究課題		
〈研究目的〉		
〈進行状況〉		
〈計画等〉		

② 研究計画書

博士前期課程学生は、自身の遂行しようとする研究について、指導教員の指導の下「研究計画書」を作成し、次のとおり提出するものとします。

1 提出期限

- (1) 2月研究開始：1年次の2月末（長期在学コースの場合、2年次（2年目）の2月末）
- (2) 5月研究開始：2年次の5月末（長期在学コースの場合、2年次（3年目）の5月末）

※期限までに提出できなかった者は、2年次の11月末（長期在学コースの場合、2年次（3年目）の11月末）までに提出すること。ただし、修了は半年延期となる。

2 提出先

各指導教員を経由し（指導教員の押印が必要）、事務局教務学生課へ提出

3 提出部数

4部

4 様式・体裁

構成は次の「研究計画書の様式」のとおりとし、A4サイズ片面印刷、字数は1行40字程度、行数は40行程度、マージンは上20mm、下20mm、右20mm、左20mmとし、表紙を除いて5～10ページとすること。

* 研究計画書の様式

表紙（指定様式を使用すること）

研究テーマ

内容

I 研究テーマの背景や目的など（以下の項目を中心に記載してください）

- (1) 研究テーマに関する課題や背景（着想に至った経緯など）
- (2) 研究の意義および目的
- (3) 研究の学術的な特色
- (4) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか
- (5) 結果の予測・期待される成果

II 文献の検討

関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

III 研究方法

- (1) 研究デザイン
- (2) 研究の前提
- (3) 用語の定義
- (4) データ収集方法
- (5) データ分析方法
- (6) 倫理的配慮

IV 研究を遂行するためのタイムスケジュール

V 文献リスト

③ 研究計画書の審査

研究計画書の内容について、論文審査委員会（主査、副査2名）による審査を行います。審査結果については、主査から学生に通知します。

④ 倫理審査

研究計画書の審査後、本学研究倫理委員会の審査による承認が必要となります。研究計画書提出時に、研究倫理審査申請書をキャリア開発・研究推進課に提出して下さい。（提出書類の詳細についてはキャリア開発・研究推進課にお尋ねください）

※ 動物実験を行う研究の場合には、動物実験計画審査書類を提出することとなります。

研究等実施場所によっては、当該施設の倫理委員会の承認が必要な場合があります。その場合は、学長から当該施設へ倫理審査の依頼をしますので、本学研究倫理委員会への申請同様、申請書類について上記事項を確認のうえ、不備のないように事務局に提出してください。（提出窓口：教務学生課）

- 青森県立中央病院の倫理委員会の審査を受ける場合
倫理委員会は偶数月の第4月曜日に開催されます。審査を希望する月の前月末日までに申請書類を提出してください。
- その他の施設の倫理委員会の審査を受ける場合
必要書類や申請期限を当該施設に確認のうえ、申請期限の10日前までに申請書類を提出してください。

⑤ 研究協力依頼

特別研究において、調査先の施設等へ研究協力依頼文書を発送する必要がある場合の手順は次のとおりです。

1 差出人名が研究科長の場合

研究科長名の研究協力依頼文書が必要な場合(公文書を必要とする場合)は、次の手順で文書を発送する。

(1) 院生は文書の原案を作成し、文書発送予定日の10日前までに、事務局教務学生課へメールで提出する。

(発送する宛名、住所が記載されたリストを添付すること)

(2) 事務局は文書発送の起案を行い、指導教員経由で研究科長の決裁を得る。

(3) 事務局は研究科長の決裁を得た後で研究科長印を押す。

(4) 依頼文書を発送する。

ア 院生が発送する場合

事務局は文書が出来上がり次第、院生に連絡するので、連絡を受けた院生は事務局へ文書を受け取りに来て、各自発送する。

イ 事務局から発送する場合

送料(切手等)は院生研究費から支出するものとする。

文書の原案を事務局へ提出する際に、院生研究費の「郵便切手類払出票」も提出しておくこと。

2 差出人名が論文指導者(指導教員)の場合

院生は文書の原案を作成し、指導教員に提出する。指導教員は内容を確認したうえで許可を与え、院生が各自発送する。

3 差出人名が院生本人の場合

院生が文書を作成し、各自発送する。

⑥ 修士論文（課題研究論文）中間発表会

研究計画書を提出した者は、2年次に開催される公開発表会（中間）において、論文の中間発表を行います。※Web-ラーニングシステムによるオンライン配信を行う場合があります。

1 開催日

(1) 2月研究開始：2年次の4月下旬

(長期在学コースの場合、2年次（3年目）の4月下旬)

(2) 5月研究開始：2年次の10月中旬

(長期在学コースの場合、2年次（3年目）の10月下旬)

※詳細は別途お知らせします

2 発表の要領

(1) 発表時間

口頭発表 10分以内、質疑応答約 15分とする。

(2) 発表機器等

Microsoft PowerPoint、プロジェクター等を使用する。

3 発表要旨集（レジュメ）

発表者は「修士論文（又は課題研究論文）中間発表要旨」を作成し、別途指定される期日までに教務学生課へ提出すること。なお、発表要旨は聴講者にレジュメとして配布する。

4 聴講者

本学院生、学部学生、学内教員及び論文指導に携わった学外関係者とする。

⑦ 修士論文（課題研究論文）公開審査会

学位申請（論文提出）をした者は、公開審査会において論文の発表を行います。

※Web-ラーニングシステムによるオンライン配信を行う場合があります。

1 開催日

2年次の2月中旬 (長期在学コースの場合、2年次（3年目）の2月中旬)

(別途お知らせします)

2 発表の要領

(1) 発表時間

口頭発表 20分以内、質疑応答約 15分とする。

(2) 発表機器等

Microsoft PowerPoint、プロジェクターを使用する。

3 発表要旨集（レジュメ）

学位申請時に提出する「修士論文（又は課題研究論文）要旨」を発表要旨集とし、聴講者にレジュメとして当日配布する。

4 聴講者

公開発表会のため限定せず。

(本学院生、学部学生、学内教員及び非常勤講師、学外関係者他)

中間発表会、公開審査会の特許等手続き上の証明について

中間発表会、公開審査会（以下「発表会等」という。）において文書をもって発表し、かつ下記(1)、(2)の手続きを取る場合には、その発明や考案は新規性を失わないことになっております。

- (1) 発表した日より1年以内に（発表会等抄録集発行日より起算）、その発明者が特許または実用新案について特許法第30条第2項の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願、または実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出する。
- (2) その発明、考案が当該発表会等において発表されたことを証明する「証明書」を出願日より30日以内に特許庁長官に提出する。

発表会等の抄録集に記載されている事項については、刊行物とみなされるので、当然に保護されます。一方、発表会等の抄録集に記載が無い事項についての発表を保護したいときには、別の書面を本学※担当事務局に提出することとなります。そのためには以下ア、イの手続きを行ってください。

●発表会等の抄録集に記載が無い事項の保護に関する証明手続き

- ア 発表者は、発表に用いる原稿及びスライドやポスターの写し（以下「発表スライド等」と言う。）を予め研究科長に提出し、発表後、発表した事実を確認してもらいます。研究科長の確認を受けるには、文例1に示すような確認書を発表者が作成し、上記発表スライド等とともに予め研究科長に提出します。発表会等の抄録集に記載されたものと全く同文またはその写しを特許庁長官に提出する場合は、研究科長の確認は必要ありません。
- イ 出願者が本学発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、研究科長の押印した確認書（文例1）1通、発表スライド等1通（正本、副本各1通ずつ）の他に、文例2に示すような証明書（本学担当事務局の控え1通を含む2通）をA4版用紙にて作成し、返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼付する）を同封し、本学担当事務局に証明を請求してください。本学ではこの証明書に発表スライド等の正本1通を添付して返送します。

なお、発表者が連名である場合は、確認書・証明書・発表スライド等ともに全員の氏名を御記入ください。（パソコン等でタイプしたもので足り、押印は不要です。）発表時に特許出願の必要性が生じ、後日に研究科長の確認を得なければならない場合は、直接研究科長に御連絡下さい。

※ 担当事務局 青森県立保健大学 キャリア開発・研究推進課
〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1
電話 017-765-4085

【文例2】

証明書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 〇〇 〇〇 印

本学開催による、令和 年 月 日の令和 年度博士前期課程 修士論文(中間発表会、公開審査会)において、青森花子、保健次郎は添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

【文例1】

確認書

令和 年 月 日

公立大学法人青森県立保健大学 御中

研究科長 〇〇 〇〇 印

令和 年度博士前期課程 修士論文(中間発表会、公開審査会)において、添付の文書のとおり発表があったことを確認いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

4 履修基準・モデルコース

○履修基準

◆修士（健康科学）

基盤科目から6単位以上
モジュール科目から8単位以上
その他基盤科目、専門科目から8単位以上
特別研究 8単位

計30単位

◆修士（看護学）

基盤科目から6単位以上
※ただし、「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上必要
モジュール科目から8単位以上
その他基盤科目、専門科目から8単位以上
特別研究 8単位

計30単位

◆修士（社会福祉学）

基盤科目の指定科目から9単位以上（5単位必修、4単位選択）
モジュール科目の指定科目から12単位以上
その他基盤科目、専門科目から1単位以上
特別研究 8単位

計30単位

◆CNSコース・修士（看護学）

○がん看護学領域

基盤科目・専門科目（日本看護系大学協議会が指定する科目を含む）から38単位
課題研究 2単位

計40単位

②実践保健学コース

履修科目		単位数	備考
基礎科目			
生命科学・ 統計学・ シラ	人体機能解剖学特論	2	●必修6単位 ◎選択2単位
	病態生理学特論	2	
	神経科学特論	2	
	生化学特論	1	
	分子生物学特論	1	
	疫学特論	2	
	統計学基礎	1	
	疫学・統計解析演習	2	
	健康情報論	2	
	健康行動科学特論	2	
研究基礎 (共通)	保健医療福祉人材育成論	2	
	研究倫理	1	
	Evidence-based Practice 概論	1	
	Evidence-based Practice 特論	1	
	学術英語読解	2	
	看護研究方法論	2	
	看護倫理学	2	
	看護理論特論	2	
	社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2	
	社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2	
社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2		
基礎科目合計 8			
モジュール科目			
保健・福祉政策、 マネジメント	公衆衛生学特論	2	◎選択8単位
	健康政策学特論	2	
	保健・医療・福祉サービスマネジメント	2	
	ヘルスプロモーション特論	2	
	ヘルスプロモーション演習	2	
	健康危機管理論	2	
	国際保健学	2	
	精神保健学演習	2	
	地域保健学演習	1	
	モジュール科目合計	8	
その他基礎科目、モジュール科目			
特別研究			
合計 30			

○履修モデルコース

1. 修士 (健康科学)

- ・科目群から6単位以上、モジュールから8単位以上、特別研究8単位を修得すること
- ・修士(看護学)、修士(社会福祉学)を授与されることとなる者を除く
- ・履修のパターンについては、下記モデルコースを参考にすること

①社会福祉・精神保健福祉コース

履修科目		単位数	備考	
基礎科目				
統計学・ シラ	疫学特論	2	●必修4単位 ◎3科目から2科目選択	
	統計学基礎	1		
	疫学・統計解析演習	2		
	健康情報論	2		
	健康行動科学特論	2		
	保健医療福祉人材育成論	2		
	研究倫理	1		
	質的研究方法論	1		
	Evidence-based Practice 概論	1		
	Evidence-based Practice 特論	1		
研究基礎 (専門)	学術英語読解	2		
	看護研究方法論	2		
	看護倫理学	2		
	看護理論特論	2		
	社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2		
	社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2		
	社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2		
	基礎科目合計 8			
	モジュール科目			
	保健・福祉政策、 マネジメント	公衆衛生学特論	2	◎8単位選択
健康政策学特論		2		
保健・医療・福祉サービスマネジメント		2		
ヘルスプロモーション特論		2		
ヘルスプロモーション演習		2		
健康危機管理論		2		
国際保健学		2		
精神保健学演習		2		
地域保健学演習		1		
モジュール科目合計		8		
その他基礎科目、モジュール科目				
特別研究				
合計 30				

④理学療法臨床コース

履修科目		単位数	備考	
生命科学研究学・疫学・統計学・シリアルヘルス	人体機能解剖学特論	2	◎	
	病態生理学特論	2	◎	
	神経科学特論	2	◎	
	生化学特論	1	◎	
	分子生物学特論	1	◎	
	疫学特論	2	◎	
	統計学基礎	1	◎	
	疫学・統計解析演習	2	◎	
	健康情報論	2	◎	
	健康行動科学特論	2	◎	
研究基礎〈共通〉	保健医療福祉人材育成論	2	◎	
	研究倫理	1		
	質的研究方法論	1		
	Evidence-based Practice 概論	1		
	Evidence-based Practice 特論	1		
	学術英語読解	2		
	基礎科目合計			7
	モジュール科目			
	理学療法基礎科学特論	1	●	●必修8単位
	理学療法基礎科学演習	1	●	
理学療法臨床科学特論	1	●		
理学療法臨床科学演習	1	●		
理学療法健康・スポーツ科学特論	1	●		
理学療法健康・スポーツ科学演習	1	●		
理学療法地域展開科学特論	1	●		
理学療法地域展開科学演習	1	●		
公衆衛生学特論	2	◎		
健康政策学特論	2	◎		
保健・医療・福祉サービスマネジメント	2	◎		
ヘルスプロモーション特論	2	◎		
ヘルスプロモーション演習	2	◎		
健康危機管理論	2	◎		
国際保健学	2	◎		
精神保健学演習	2	◎		
地域保健学演習	1	◎		
モジュール科目合計			14	
その他基礎科目、モジュール科目特別研究			1	
合計			8	
合計			30	

③理学療法基礎コース

履修科目		単位数	備考
生命科学研究学・疫学・統計学・シリアルヘルス	人体機能解剖学特論	2	●
	病態生理学特論	2	●
	神経科学特論	2	◎
	生化学特論	1	◎
	分子生物学特論	1	◎
	疫学特論	2	◎
	統計学基礎	1	◎
	疫学・統計解析演習	2	◎
	健康情報論	2	◎
	健康行動科学特論	2	◎
研究基礎〈共通〉	保健医療福祉人材育成論	2	◎
	研究倫理	1	●
	質的研究方法論	1	
	Evidence-based Practice 概論	1	
	Evidence-based Practice 特論	1	
	学術英語読解	2	
	看護研究方法論	2	
	看護倫理学	2	
	看護理論特論	2	
	社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2	
社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2		
基礎科目合計			11
モジュール科目			
理学療法基礎科学特論	1	●	●必修8単位
理学療法基礎科学演習	1	●	
理学療法臨床科学特論	1	●	
理学療法臨床科学演習	1	●	
理学療法健康・スポーツ科学特論	1	●	
理学療法健康・スポーツ科学演習	1	●	
理学療法地域展開科学特論	1	●	
理学療法地域展開科学演習	1	●	
理学療法地域展開科学演習	1	●	
理学療法地域展開科学演習	1	●	
モジュール科目合計			8
その他基礎科目、モジュール科目特別研究			3
合計			8
合計			30

⑥食品栄養科学コース

履修科目	単位数	備考
基盤科目		
人体機能解剖学特論	2	
病態生理学特論	2	
神経科学特論	2	
生化学特論	1	● 必修4単位
分子生物学特論	1	◎ 選択必修2単位
疫学特論	2	
統計学基礎	1	●
疫学・統計解析演習	2	
健康情報論	2	◎
健康行動科学特論	2	◎
保健医療福祉人材育成論	2	
研究倫理	1	●
質的研究方法論	1	
Evidence-based Practice 概論	1	
Evidence-based Practice 特論	1	
学術英語読解	2	
看護研究方法論	2	
看護倫理学	2	
看護理論特論	2	
社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2	
社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2	
社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2	
基盤科目合計 6		
モジュール科目		
食品栄養学特論	1	● 必修7単位
応用栄養学特論	1	●
栄養教育学特論	1	●
健康栄養科学特論	2	●
健康栄養科学演習	2	●
モジュール科目合計 7		
その他基盤科目、モジュール科目		
特別研究	9	
合計	8	
合計	30	

⑤理学療法地域発展コース

履修科目	単位数	備考
基盤科目		
人体機能解剖学特論	2	
病態生理学特論	2	
神経科学特論	2	
生化学特論	1	
分子生物学特論	1	
疫学特論	2	
統計学基礎	1	
疫学・統計解析演習	2	
健康情報論	2	
健康行動科学特論	2	
保健医療福祉人材育成論	2	
研究倫理	1	
質的研究方法論	1	
Evidence-based Practice 概論	1	
Evidence-based Practice 特論	1	
学術英語読解	2	
基盤科目合計		
モジュール科目		
理学療法基礎科学特論	1	● 必修8単位
理学療法基礎科学演習	1	●
理学療法臨床科学特論	1	●
理学療法臨床科学演習	1	●
理学療法健康・スポーツ科学特論	1	●
理学療法健康・スポーツ科学演習	1	●
理学療法地域展開科学特論	1	●
理学療法地域展開科学演習	1	●
公衆衛生学特論	2	◎
健康政策学特論	2	◎
保健・医療・福祉サービスマネジメント	2	◎
ヘルスプロモーション特論	2	◎
ヘルスプロモーション演習	2	◎
健康危機管理論	2	◎
国際保健学	2	◎
精神保健学演習	2	◎
地域保健学演習	1	◎
モジュール科目合計 18		
その他基盤科目、モジュール科目		
特別研究	4	
合計	8	
合計	30	

2. 修士 (社会福祉学)

・社会福祉士の精神保健福祉士の有資格者 ・社会福祉学修士コースを修了した者

社会福祉学修士コース		履修科目	単位数	備考
生命科学・ 統計学・ シリアル ヘルス 研究基礎 (共通)	基盤科目	人体機能解剖学特論	2	●必修5単位 ◎選択2単位
		病態生理学特論	2	
		神経科学特論	2	
		生化学特論	1	
		分子生物学特論	1	
		疫学特論	2	
		統計学基礎	1	
		疫学・統計解析演習	2	
		健康情報論	2	
		健康行動科学特論	2	
		保健医療福祉人材育成論	2	
		研究倫理	1	
		質的研究方法論	1	
		Evidence-based Practice 概論	1	
		Evidence-based Practice 特論	1	
学術英語読解	2			
看護研究方法論	2			
看護倫理学	2			
看護理論特論	2			
社会福祉学研究特論Ⅰ (理論・歴史研究)	2			
社会福祉学研究特論Ⅱ (制度・政策研究)	2			
社会福祉学研究特論Ⅲ (ソーシャルワーク研究)	2			
基盤科目合計			9	◎選択2単位
モジュール科目				
社会福祉学 マネジメント	モジュール科目	基礎社会学特論 (地域社会学特論・家族社会学特論)	4	◎選択10単位
		社会福祉学特論Ⅰ (地域福祉特論)	2	
		社会福祉学特論Ⅱ (精神保健福祉特論・福祉心理学)	4	
		社会福祉学特論Ⅲ (高齢者福祉特論・地域包括ケア)	4	
		社会福祉学特論Ⅳ (貧困・生活困窮者対策特論)	2	
		社会福祉学特論Ⅴ (医療福祉・精神障害者福祉特論)	4	
		公衆衛生学特論	2	
		健康政策学特論	2	
		保健・医療・福祉サービスマネジメント	2	
		ヘルスプロモーション特論	2	
ヘルスプロモーション演習	2			
健康危機管理論	2			
国際保健学	2			
精神保健学演習	2			
地域保健学演習	1			
モジュール科目合計			10	◎選択2単位
その他基盤科目、モジュール科目			3	
特別研究			8	
合計			32	

⑦実践栄養科学コース

履修科目		単位数	備考
生命科学・ 統計学・ シリアル ヘルス 研究基礎 (共通)	基盤科目	人体機能解剖学特論	2
		病態生理学特論	2
		神経科学特論	2
		生化学特論	1
		分子生物学特論	1
		疫学特論	2
		統計学基礎	1
		疫学・統計解析演習	2
		健康情報論	2
		健康行動科学特論	2
		保健医療福祉人材育成論	2
		研究倫理	1
		質的研究方法論	1
		Evidence-based Practice 概論	1
		Evidence-based Practice 特論	1
学術英語読解	2		
看護研究方法論	2		
看護倫理学	2		
看護理論特論	2		
社会福祉学研究特論Ⅰ (理論・歴史研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅱ (制度・政策研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅲ (ソーシャルワーク研究)	2		
基盤科目合計			7
モジュール科目			
栄養・食品学	モジュール科目	食品栄養学特論	1
		応用栄養学特論	1
		栄養教育特論	1
		健康栄養科学特論	2
		健康栄養科学演習	2
モジュール科目合計			7
その他基盤科目、モジュール科目			8
特別研究			8
合計			30

②機能看護学コース

履修科目	単位数	備考	
基礎科目			
人体機能解剖学特論	2	●必修4単位 選択6単位	
病態生理学特論	2		
神経科学特論	2		
生化学特論	1		
分子生物学特論	1		
疫学特論	2		
統計学基礎	1		
疫学・統計解析演習	2		
健康情報論	2		
健康行動科学特論	2		
健康医療福祉人材育成論	2		
研究倫理	1		
質的研究方法論	1		
Evidence-based Practice 概論	1		
Evidence-based Practice 特論	1		
学術英語読解	2		
看護研究方法論	2		
看護倫理学	2		
看護理論特論	2		
社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2		
基礎科目合計 10			
モジュール科目			
看護管理学	2	●必修8単位 ◎3科目から1科目選択	
看護コンサルテーション	2		
看護教育論	2		
機能看護学特論Ⅰ	2		
機能看護学特論Ⅱ	2		
機能看護学演習Ⅰ	2		
機能看護学演習Ⅱ	2		
モジュール科目合計 10			
その他基礎科目、モジュール科目			
特別研究	2		
合計	8		
合計 30			

3. 修士(看護学)

- ・本人が希望していること
- ・保健師助産師看護師法施行令に定める「指定学校養成所」を卒業していること
- ・「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上履修していること

①実践看護学コース

履修科目	単位数	備考	
基礎科目			
人体機能解剖学特論	2	●必修4単位 選択6単位	
病態生理学特論	2		
神経科学特論	2		
生化学特論	1		
分子生物学特論	1		
疫学特論	2		
統計学基礎	1		
疫学・統計解析演習	2		
健康情報論	2		
健康行動科学特論	2		
健康医療福祉人材育成論	2		
研究倫理	1		
質的研究方法論	1		
Evidence-based Practice 概論	1		
Evidence-based Practice 特論	1		
学術英語読解	2		
看護研究方法論	2		
看護倫理学	2		
看護理論特論	2		
社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)	2		
社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)	2		
基礎科目合計 10			
モジュール科目			
臨床病態生理学特論	2	●必修8単位 ◎3科目から1科目選択	
臨床薬理学特論	2		
アドバンスト・ヘルスアセスメント	2		
実践看護学特論Ⅰ	2		
実践看護学特論Ⅱ	2		
実践看護学演習Ⅰ	2		
実践看護学演習Ⅱ	2		
モジュール科目合計 10			
その他基礎科目、モジュール科目			
特別研究	2		
合計	8		
合計 30			

4. 修士（看護学） CNS コース

①がん看護専門看護師コース

履修科目		単位数	備考
基礎科目 看護学 （機能看護学） モジュール	基礎科目、モジュール科目、専門科目（必修）		
	看護研究方法論	2	◎選択8単位
	看護倫理学	2	◎
	看護理論特論	2	◎
	看護管理学	2	◎
	看護コンサルテーション	2	◎
	看護教育論	2	◎
	臨床病態生理学特論	2	●
	臨床薬理学特論	2	●
アドバンスト・ヘルスケア・セサメント	2	●	
専門科目（必修）	がん看護学特論 I	2	●
	がん看護学特論 II	2	●
	がん看護学特論 III	2	●
	がん薬物療法看護論	2	●
	がん薬物療法看護演習	2	●
	緩和ケア論	2	●
	緩和ケア演習	2	●
	がん看護学実習 I	2	●
	がん看護学実習 II	2	●
	がん看護学実習 III	2	●
がん看護学実習 IV	2	●	
がん看護学実習 V	2	●	
基礎科目、モジュール科目、専門科目（必修）合計	38	2	必修2単位
課題研究		40	
合計			

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

③IP型看護学コース

履修科目		単位数	備考
生命科学 生理学・ 統計学・ シラ 研究基礎 （共通）	基礎科目		
	人体機能解剖学特論	2	●必修4単位
	病態生理学特論	2	
	神経科学特論	2	
	生化学特論	1	
	分子生物学特論	1	
	疫学特論	2	
	統計学基礎	1	
	疫学・統計解析演習	2	
	健康情報論	2	
健康行動科学特論	2		
保健医療福祉人材育成論	2		
研究倫理	1		
質的研究方法論	1		
Evidence-based Practice 概論	1		
Evidence-based Practice 特論	1		
学術英語読解	2		
看護研究方法論	2		
看護倫理学	2	●	
看護理論特論	2	●	
社会福祉学研究特論 I（理論・歴史研究）	2		
社会福祉学研究特論 II（制度・政策研究）	2		
社会福祉学研究特論 III（ソーシャルワーク研究）	2		
基礎科目合計	4		
モジュール科目			
看護管理学	2	◎	◎3科目から1科目選択
看護コンサルテーション	2	◎	
看護教育論	2	◎	
機能看護学特論 I	2		
機能看護学特論 II	2		
機能看護学演習 I	2		
機能看護学演習 II	2		
モジュール科目合計	2		
その他基礎科目、モジュール科目	16		
特別研究	8		
合計	30		

※IP：Inter-Professional（専門連携の）

令和 3（2021）年度
論文申請要領
（博士前期課程）

○修士論文・課題研究論文申請要領（3月修了生）

1 申請資格

本学大学院博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得した者、または修得見込みの者。

2 申請及び審査のスケジュール

該当年度の提出期限等はホームページを必ず確認してください。

(<https://www.auhw.ac.jp/daigakuin/health/shinsei.html>)



(QRコード)

(1) 学位（修士）申請

ア 提出期限 2年次の1月25日正午（ただし、25日が金、土、日曜日の場合は25日より前の直近の木曜日となります。）

イ 提出書類 ①学位（修士）申請書（本学学位規程様式第1号）

②修士論文（又は課題研究論文）

③修士論文要旨（又は課題研究論文要旨）

※様式指定あり。A4版、片面2枚以内。提出された要旨は、公開審査会要旨集のレジュメとしても使用する。

（④関係資料がある場合には、関係資料）

※①は1部、②から④を「5 論文作成要領」により1つのフラットファイルに簡易製本し、4部提出すること。

なお、フラットファイルの表紙は、提出論文の表紙と同じ体裁にすること。

ウ 提出先 教務学生課

(2) 論文審査委員会による最終試験

2年次の1月下旬から2月上旬（別途お知らせします）

(3) 公開審査会

2年次の2月中旬（別途お知らせします）

(4) 審査済みの論文と要旨の提出 【製本原稿用】

ア 提出期限 2年次の2月末（別途お知らせします）

イ 提出書類 書類は電子ファイルで提出すること。

①修士論文（又は課題研究論文）PDFファイル

（データをそのまま製本利用します）

②修士論文要旨（又は課題研究論文要旨）Wordファイル

※別紙様式により、3,000字程度で作成すること。

（図・表を含め、A4版、片面2枚以内）

（なお、関係資料がある場合は、「③関係資料」として提出してください）

ウ 提出先 教務学生課

(5) 修了判定

審査委員会における審査結果が研究科委員会で報告され、修了判定の審議が行われます。

3 提出する論文

修士論文。ただし、CNSコース（がん看護学又は周産母子看護学）を選択した者については、課題研究論文を提出する。

論文は、先行研究等についての十分な文献検討を経て、適切な倫理的配慮の下で、的確な研究手法に則り遂行され、その内容について、学術誌等への投稿と受理が見込めるものとします。

4 提出論文の審査

学位授与方針（「特別研究や課題研究の成果として提出された修士論文の最終審査において、保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析し、社会に発信する能力を修得したと判断される人に、修士の学位を授与します」）に従い、審査委員会（主査・副査2名）において審査を行い、その結果を研究科委員会において審議・承認します。審査の視点としては、提出論文が学術誌等への投稿と受理が見込める内容であり、修了後1年以内の投稿を求めます。

5 論文作成要領

ホームページからダウンロードした書式について、以下の要領に基づき、体裁等を整えて作成してください。

(1) 体裁

- | | |
|----------|--|
| ア 用紙サイズ | A4版 |
| イ 本文の書き方 | ①縦置き横書き
②36字×40行
③文字のフォント 明朝、標準、10.5ポイント
*英文の場合は、ダブルスペース、左揃え
④マージン 上20mm・下20mm・右20mm・左20mm |
| ウ 論文形態 | 左綴じの片面印刷とし、指定の表紙をつける。 |
| エ 製本スタイル | ①学位申請時は、フラットファイルを使用し、簡易製本する。
②審査済み論文の提出時は、製本不要。 |

(2) 構成概要

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 表紙 | (様式指定) |
| 要旨 | (様式指定、学位申請時に提出する論文要旨と同一のもの) |
| 要旨(英文) | (提出は任意とする) |
| 目次 | |

目次
表目次
図目次

本文

第 1 章 序論
第 2 章 文献の検討（第 1 章序論の中に含めても可）
第 3 章 研究の方法と対象
第 4 章 結果
第 5 章 考察
第 6 章 結論

謝辞

引用文献

参考文献

付録・資料 ※英文論文の場合は、和文論文の構成に準じる。

(3) 頁と見出し

ア 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より 1 ページとし、参考文献の最後の頁を最終頁とする。

イ 付録・資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために、i, ii, iii とつける。

ウ 見出しをつける。

I .

1 .

1)

(1)

①

(4) 図表及び写真

ア 図表及び写真は、それぞれに図 1、表 1、写真 1 などの一連番号を付し、表題をつける。

イ 図表及び写真は、本文の該当する箇所に（図 1）と明示する。

ウ 本文中に挿入する図表及び写真を本文と別頁にする場合は、頁番号をつけずに本文の該当する頁の後に綴る。

(5) 文献の記載様式

文献の記載は、科学技術情報流通技術基準方式、APA 方式、社会福祉学系の記載方式のいずれかを使用する。

各様式の記載例については、別紙のとおり。

(様式：修士論文（又は課題研究論文） 中間発表会 要旨)

↑上記の記載は提出時に削除してください。

(タイトル)

(タイトル：ゴシック 12ポイント 強調 中央揃え)

領域(コース)名

学籍番号

氏名

指導教員名

I. 研究の意義・目的

II. 研究方法

III. 結果・考察

<作成上の留意事項>

注1) A4版、片面2枚以内で作成のこと。

注2) 大見出し (I. II. ……) は「ゴシック 強調 10.5ポイント」、
本文は「明朝 10.5ポイント」としてください。

注3) マージン：上下左右 20mm

注4) 図、表および写真を付す場合は、図1、表1などの番号をつけて、文中に示してください。

(様式：修士論文(又は課題研究論文) 表紙)

↑上記の記載は提出時に削除してください。

(西暦) 年度 青森県立保健大学 大学院健康科学研究科
修士論文(又は課題研究論文)

(タイトル)

<作成上の留意事項>

表題は「修士論文」、「課題研究論文」どちらか一方を記載してください。

領域(コース)名

学籍番号

氏名

指導教員名

提出日 (西暦)年 月 日

(様式：修士論文（又は課題研究論文） 公開審査会 要旨)

↑上記の記載は提出時に削除してください。

(タイトル)

(タイトル：ゴシック 12ポイント 強調 中央揃え)

領域(コース)名

学籍番号

氏名

指導教員名

I. はじめに

II. 研究方法と対象

III. 結果

IV. 考察

<作成上の留意事項>

注1) 提出された要旨は、修士及び課題研究論文公開審査会 要旨集のレジюмеとしても使用します。

注2) A4版、片面2枚以内で作成のこと。

注3) 大見出し(Ⅰ. Ⅱ. ……)は「ゴシック 強調 10.5ポイント」、本文は「明朝 10.5ポイント」としてください。

注4) マージン：上下左右20mm

注5) 図、表および写真を付す場合は、図1、表1などの番号をつけて、文中に示してください。

(様式：修士論文(又は課題研究論文) 英文要旨)

↑上記の記載は提出時に削除してください。

(英文タイトル)

(タイトル：Times New Roman 12ポイント 強調 中央揃え)

(例)

(著者名を書く) (Student ID No. 191010) (学籍番号を書く)

Academic Supervisor: Professor (指導教員名を書く)

Department of Public Health Social Welfare Policy

(領域名を書く)

Graduate School of Health Sciences

Aomori University of Health and Welfare

[Objective]

[Methods (または Materials and Methods)]

[Results]

[Conclusion] に分けて見出しを示す。

なお、英文要旨の提出は、任意とします。学位審査の採点の対象外とします。

文献記載様式について

1 科学技術情報流通技術基準方式

(1) 文献は、第1著者名にしたがって引用順に番号を付け、本文中の引用部分に数字番号を小文字で肩書きする。

本文中に著者名を引用する場合、2名の場合には併記し3名以上の場合は、“ら¹⁾” “et al²⁾” とする。

本文中の文献の上つけ番号は^{1) 2) 4)}、^{1~3)} とする。

(2) 参考文献は、引用文献と別にする。

(3) 文献の表記方法は下記にしたがって掲載する。

ア 雑誌

著者名（可能な限り全著者を掲載する）：論文名、誌名、巻（号）、
〇—〇（頁）、発行年（西暦）

イ 単行本

著者名（編者／翻訳者名）：書名、叢書名、版数（初版の場合は省略）、
〇—〇（頁）、発行所、発行年（西暦）

2 A P A方式

(1) 本文中の文献の記録

ア 文献を直接引用する場合

引用部分を「 」でくくり、引用部分の後に（ ）を付し、著者名の姓と発行年次と引用文献のページを記載する。また、引用文があとにくる記載方法でもかまわない。

・「引用箇所を明確に記載」（青森，2004，p.10）

・青森（2004）は、「引用箇所を明確に記載」（p.10）

著者が2～5人の場合は、初回引用時は「 」(青森，盛岡，仙台，2004，p.21)
次からは、「 」(青森ら，2004，p.21)

著者が6人以上の場合は、初回引用時から（青森ら，2004，p.21）とする。

イ 文献からの要約を文章中に使用する場合

文献に記載された文章を自分で要約して使用する場合は、要約した文章のあとに（ ）を付し、その中に著者名と発行年次を記載する。

・要約した文章（青森，2004）

・青森(2004)は、要約した文章

ウ 同じ主張を複数の人（文献）がしている場合

同じ主張を複数の人（文献）がしている場合は、発行年次の早いものから引用する。

・過去の研究の内容（青森2001，仙台2002）

エ 同じ著者の主張が、複数の文献にわたっている場合

同じ著者の主張が同一の主張を、複数の文献にわたって行っている場合は、以下のようにする。

・過去の研究の内容（青森，2001，2002）

※同一著者に同一発行年次の文献が複数ある場合は、発行年次のあとに a, b, c を順に表示する。

※同姓の著者が存在する場合は、フルネームで記載する。

※American Psychological Association のような組織の場合、初回引用時は American Psychological Association (A P A) とし、次回引用時から A P A と省略してもよい。

(2) 引用・参考文献のリスト作成

・引用及び参考文献は、最後一括して記載する。

・リストの記載順は、筆頭著者の姓のアルファベット順とし、著者全員の姓名を記載する。

・同一著者の文献が複数ある場合には、発行年次の早い順にする。

・同一年次に同一著者の文献が複数ある場合には、本文中の引用表示に添付した小文字のアルファベット順に表示する。

・著者が複数名の場合は、名前間に (,) を入れる。

・英語文献の時は、文献タイトル・サブタイトルの頭文字のみ大文字とする
雑誌名・図書名は、単語の頭文字すべてを大文字とする。

ア 雑誌の場合

著者名・発行年次・タイトル・雑誌名・巻・号・ページの順に記載し、雑誌名についてはアンダーラインを引く。

・白浜雅司 (2001), 日本における臨床倫理の適応, インターナショナルナーシングレビュー, 24(3), 78-85

・ Kneip, R. C., Delamater, A. M., Ismond, T., Milford, C., Salvia, L., & Schwartz, D. (1993). Self and spouse ratings of anger and hostility as predictors of coronary heart disease. Health Psychology, 12, 301-307.

※サブタイトルがあれば、タイトルのあとに記載する。

※海外文献が約された文献の場合は、発行年次のあとにスラッシュを入れて、訳者とその年次を記載する。

イ 図書の場合

(ア) 一冊の図書すべてをリストに入れる場合

著者名・発行年次・タイトル・出版社の順に記載し、タイトルにアンダーラインを引く。(洋書の場合は、出版社の所在地と出版社名を記載する)

・ Cone, J. D., & Foster, S. L. (1993). Dissertations and theses form start to finish: psychology and related fields. Washington, DC: American Psychological Association

(イ) 翻訳本の場合

著者名・発行年次・翻訳者名・翻訳年次・タイトル・出版社の順で記載する。

・ Dale, H.L., Jean, F.J., Clair, A.F., (1993)/日本遺伝看護研究会(2001), 遺伝看護の実践, 溝口満子, 安藤広子 (監), 日本看護協会出版会

※監訳者がいる場合は、タイトルのあとに記載する。

(ウ) 図書の一部にのみリストに加える場合

著者名・発行年次・使用する部分のタイトル・本のタイトル・使用ページ・出版社の順となる。

・長谷川博司(1990), 経営組織のマネジメント, 斎藤正 (編), 経営の基本, (第2版, p210-223). 日本経済新聞社

※編者がいる場合は、タイトルのあとに記載する。洋書の場合は、編者のあとに(Ed.) 2人以上であれば(Eds.)を付ける。

3 社会福祉学系の記載方式

(1) 注および文献の表示について

著者名・発行年・引用頁を本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所がわかりやすい場合は、特に引用頁を記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所がわかりやすいように、引用頁を明示する。そして、文末に、注の欄と文献の欄を別に設ける。

秋田 (2001:25) は、X について「ー」と述べている¹⁾。

あるいは、

秋田は、X について「ー」と述べている (秋田 2001:25)¹⁾。

なお、右肩添え字は注の指示であって引用文献の指示ではない。

(注)

1) ただし秋田は、Y についてはこれほど明確に述べているわけではない。

(文献)

秋田博司 (2001) 「一論文名一」『社会福祉学』21 (2), 23-42。

(2) 引用

基本的に、論文中の引用方式を統一することが重要である。

ア 短い引用

文献から短い文章を引用するときは、本文に「」でくくる形で引用を行う。

その際、引用文中に「」が使用されている場合はその箇所を『』に変える。

イ 長い引用 (以下、□は空欄を表す)

本文・・・・・・・・・・

1行空ける

□□□・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・・・・・・・（秋田 2001:25）

1 行空ける

本文・・・・・・・・

・・・・・・・・

(3) 参照の表示の仕方

X についての専攻研究を概観すると次のような特徴がみられる（中山 1997；中川 1998；秋田 2001；北沢 2002）。

(4) 文献の記載方式（1つの文献表記が複数行にわたる場合には、2行目以降は全角1字分下げること。）

ア 図書の場合

・単著の場合

著者名（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

・共著の場合

文献上の著者順（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

・編書の場合

編者名（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

イ 雑誌論文の場合

論文著者名（発行年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号）、論文初頁－終頁。

ウ 翻訳書の場合

原典の書誌情報。（＝翻訳の発行年，訳者名『訳書のタイトル』出版社名。）

（例）

Thane, Patricia (1996) The Foundations of The Welfare State, 2 nd Ed., Longman. (=2000, 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史一経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房。)

〔注〕

原典の書名・掲載雑誌名はイタリック体で表記するか、もしくは下線を引く。

(5) 文末における注リストの記載方式：片カッコNo.を列挙する。

（注）

1)□・・・・・・・・・・・・・・・・本文

□□・・・・・・・・・・・・・・・・

2)

3)

- ・
- ・

(6) 文末における文献リストの記載方式

ア 1 文献ごとに改行する。

イ 著者（ファーストオーサーのファミリーネーム）の A B C 順に並べる。日本人のラ行は R の位置につける。

ウ 同一著者の複数の文献がある場合は、発行年次の古い順に並べる。

エ 同一著者の複数の文献が同一発行年次の場合には、（発行年 a）（発行年 b）（発行年 c）という具合に並べる。

オ 同一著者が共著のファーストオーサーになっている場合は、単著が終わった後に並べていく。

（文献）

- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・
- ・

IV 博士後期課程

○修業年限：3年

○研究領域：

保健・医療・福祉政策システム領域

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域

〔健康科学研究科 博士後期課程〕

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

保健、医療及び福祉に関わる高度な研究能力を身につけ、社会に還元しうる研究成果を発信することを目的として、共通科目、専門科目、特別研究から構成される課程を設定しています。

○共通科目

研究の基盤となる方法論等について、学際的な視点から修得できるように3つの研究領域の研究特論を設けるとともに、本学の重要な教育目標である「ヒューマンケア」について、その理念や専門知識を修得するための科目を設けています。

○専門科目

保健・医療・福祉政策システム領域、対人ケアマネジメント領域、基礎研究・実用技術領域におけるそれぞれの研究を深化させるために、最先端の知識や技術の学習機会を含めた、特別講義及び特別演習を設定しています。

○特別研究

共通科目及び専門科目を展開させ、自らが設定した特定の研究課題に対して、博士論文を作成、発表する科目です。研究においては、特定の職種の枠を越えた課題意識、着想、方法及び実施が必要と考えられることから、実践や研究の対象及び場の層を考慮した、横断的な研究領域（保健・医療・福祉政策システム領域、対人ケアマネジメント領域、基礎研究・実用技術領域）を設定しています。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

青森県立保健大学大学院学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、特別研究の成果として提出された博士論文の最終審査において、保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析することにより、その深い理解と真理の探求を達成し、社会にその成果を発信したと判断される人に、博士の学位を授与します。

2 取得できる学位、要件

(1) 取得できる学位

博士（健康科学）

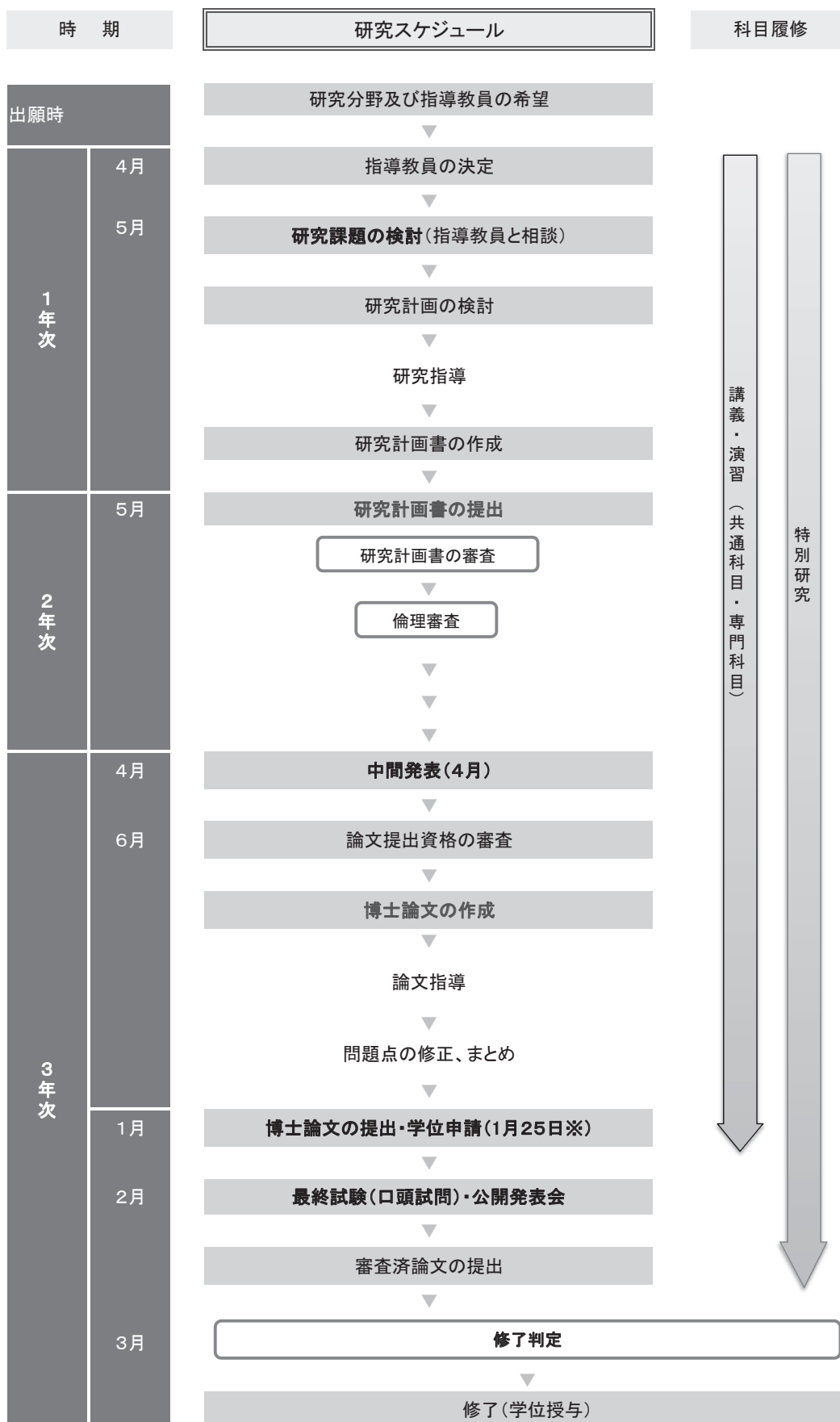
(2) 修了要件

本課程に3年以上在学し、所定の単位（16単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。

3 修了までのスケジュール

履修及び研究等のスケジュールについては、次ページからを参照してください。
修了までの期間は3年となります。

博士後期課程 修了までのスケジュール



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

① 研究進行状況書

研究進行状況書は院生本人が作成し、指導教員を経由して教務学生課へ提出してください。(様式は下記のとおり)

提出期限：1年次の12月下旬まで (期日は別途お知らせします)

(研究状況進行書 様式)

年 月 日

研究進行状況書

指導教員	学籍番号	氏 名
		(領域・コース名)
研究課題		
〈研究目的〉		
〈進行状況〉		
〈計画等〉		

② 研究計画書

博士後期課程学生は、自身の遂行しようとする研究について、指導教員の指導の下で「研究計画書」を作成し、次のとおり提出するものとします。

1 提出期限

2年次の5月末

2 提出先

各指導教員を経由し（指導教員の押印が必要）、事務局教務学生課へ提出

3 提出部数

4 部

4 様式・体裁

構成は次の「研究計画書の様式」のとおりとし、A4サイズ片面印刷、字数は1行40字程度、行数は40行程度、マージンは上20mm、下20mm、右20mm、左20mmとし、表紙を除いて5～10ページとすること。

* 研究計画書の様式

表紙（指定様式を使用すること）

研究テーマ

内容

I 研究テーマの背景や目的など（以下の項目を中心に記載してください）

- (1) 研究テーマに関する課題や背景（着想に至った経緯など）
- (2) 研究の意義および目的
- (3) 研究の学術的な特色および独創的な点
- (4) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか
- (5) 結果の予測・期待される成果

II 文献の検討

関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

III 研究方法

- (1) 研究デザイン
- (2) 研究の前提
- (3) 用語の定義
- (4) データ収集方法
- (5) データ分析方法
- (6) 倫理的配慮

IV 研究を遂行するためのタイムスケジュール

V 文献リスト

③ 研究計画書の審査

研究計画書の内容について、論文審査委員会（主査、副査2名）による審査を行います。審査結果は、主査から学生に通知します。

④ 倫理審査

研究計画書の審査後、本学研究倫理委員会の審査による承認が必要となります。研究計画書提出時に、研究倫理審査申請書をキャリア開発・研究推進課に提出して下さい。（提出書類の詳細についてはキャリア開発・研究推進課にお尋ねください）

※ 動物実験を行う研究の場合には、動物実験計画審査書類を提出することとなります。

研究等実施場所によっては、当該施設の倫理委員会の承認が必要な場合があります。その場合は、学長から当該施設へ倫理審査の依頼をしますので、本学研究倫理委員会への申請同様、申請書類について上記事項を確認のうえ、不備のないように事務局に提出してください。（提出窓口：教務学生課）

○ 青森県立中央病院の倫理委員会の審査を受ける場合

倫理委員会は偶数月の第4月曜日に開催されます。審査を希望する月の前月末日までに申請書類を提出してください。

○ その他の施設の倫理委員会の審査を受ける場合

必要書類や申請期限を当該施設に確認のうえ、申請期限の10日前までに申請書類を提出してください。

⑤ 研究協力依頼

特別研究において、調査先の施設等へ研究協力依頼文書を発送する必要がある場合の手順は次のとおりです。

1 差出人名が研究科長の場合

研究科長名の研究協力依頼文書が必要な場合(公文書を必要とする場合)は、次の手順で文書を発送する。

(1) 院生は文書の原案を作成し、文書発送予定日の10日前までに、事務局教務学生課へメールで提出する。

(発送する宛名、住所が記載されたリストを添付すること)

(2) 事務局は文書発送の起案を行い、指導教員経由で研究科長の決裁を得る。

(3) 事務局は研究科長の決裁を得た後で研究科長印を押す。

(4) 依頼文書を発送する。

ア 院生が発送する場合

事務局は文書が出来上がり次第、院生に連絡するので、連絡を受けた院生は事務局へ文書を受け取りに来て、各自発送する。

イ 事務局から発送する場合

送料(切手等)は院生研究費から支出するものとする。

文書の原案を事務局へ提出する際に、院生研究費の「郵便切手類払出票」も提出しておくこと。

2 差出人名が論文指導者(指導教員)の場合

院生は文書の原案を作成し、指導教員に提出する。指導教員は内容を確認したうえで許可を与え、院生が各自発送する。

3 差出人名が院生本人の場合

院生が文書を作成し、各自発送する。

⑥ 博士論文中間発表会

研究計画書を提出した者は、3年次の4月に開催される公開発表会（中間）において、論文の中間発表を行います。※Web-ラーニングシステムによるオンライン配信を行う場合があります。

1 開催日

3年次の4月下旬（別途お知らせします）

2 発表の要領

(1) 発表時間

口頭発表 20分以内、質疑応答約 15分とする。

(2) 発表機器

Microsoft PowerPoint、プロジェクター等を使用する。

3 発表要旨集（レジュメ）

発表者は「博士論文中間発表要旨」を作成し、別途指定される期日までに教務学生課へ提出すること。なお、発表要旨は聴講者にレジュメとして配布する。

4 聴講者

本学院生、学部学生、学内教員及び論文指導に携わった学外関係者とする。

⑦ 博士論文公開発表会

学位申請（論文提出）をした者は、最終試験後に開催される公開発表会において論文の発表を行います。

1 開催日

3年次の2月中旬（別途お知らせします）

2 発表の要領

(1) 発表時間

口頭発表 30分以内、質疑応答約 15分とする。

(2) 発表機器

Microsoft PowerPoint、プロジェクター等を使用する。

3 発表要旨集（レジュメ）

学位申請時に提出する「博士論文要旨」を発表要旨集とし、聴講者にレジュメとして配布する。

4 聴講者

公開発表会のため限定せず。

（本学院生、学部学生、学内教員及び非常勤講師、学外関係者他）

中間発表会、公開発表会の特許等手続き上の証明について

中間発表会、公開発表会（以下「発表会等」という。）において文書をもって発表し、かつ下記(1)、(2)の手続きを取る場合には、その発明や考案は新規性を失わないことになっております。

- (1) 発表した日より1年以内に（発表会等抄録集発行日より起算）、その発明者が特許または実用新案について特許法第30条第2項の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願、または実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出する。
- (2) その発明、考案が当該発表会等において発表されたことを証明する「証明書」を出願日より30日以内に特許庁長官に提出する。

発表会等の抄録集に記載されている事項については、刊行物とみなされるので、当然に保護されます。一方、発表会等の抄録集に記載が無い事項についての発表を保護したいときには、別の書面を本学※担当事務局に提出することとなります。そのためには以下ア、イの手続きを行ってください。

●発表会等の抄録集に記載が無い事項の保護に関する証明手続き

ア 発表者は、発表に用いる原稿及びスライドやポスターの写し（以下「発表スライド等」と言う。）を予め研究科長に提出し、発表後、発表した事実を確認してもらいます。研究科長の確認を受けるには、文例1に示すような確認書を発表者が作成し、上記発表スライド等とともに予め研究科長に提出します。発表会等の抄録集に記載されたものと全く同文またはその写しを特許庁長官に提出する場合は、研究科長の確認は必要ありません。

イ 出願者が本学発行の証明書の特許庁長官に提出するときは、研究科長の押印した確認書（文例1）1通、発表スライド等1通（正本、副本各1通ずつ）の他に、文例2に示すような証明書（本学担当事務局の控え1通を含む2通）をA4版用紙にて作成し、返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼付する）を同封し、本学担当事務局に証明を請求してください。本学ではこの証明書に発表スライド等の正本1通を添付して返送します。

なお、発表者が連名である場合は、確認書・証明書・発表スライド等ともに全員の氏名を御記入ください。（パソコン等でタイプしたもので足り、押印は不要です。）発表時に特許出願の必要性が生じ、後日に研究科長の確認を得なければならない場合は、直接研究科長に御連絡下さい。

※ 担当事務局 青森県立保健大学 キャリア開発・研究推進課
〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1
電話 017-765-4085

【文例2】

証明書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 〇〇 〇〇 印

本学開催による、令和 年 月 日の令和 年度博士前期課程 修士論文(中間発表会、公開審査会)において、青森花子、保健次郎は添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

【文例1】

確認書

令和 年 月 日

公立大学法人青森県立保健大学 御中

研究科長 〇〇 〇〇 印

令和 年度博士前期課程 修士論文(中間発表会、公開審査会)において、添付の文書のとおり発表があったことを確認いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

6 履修基準

◆履修基準（各領域共通）

共通科目から2単位以上

特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究14単位以上 計16単位

令和 3（2021）年度
論文申請要領
（博士後期課程）

○博士論文申請要領（3月修了生）

1 論文提出資格審査申請

- (1) 提出書類 論文提出資格審査申請書（様式指定）
- (2) 提出期限 3年次の6月下旬（別途お知らせします。）
- (3) 提出先 教務学生課教務担当
- (4) 審査手順 研究科委員会で申請内容に基づき論文提出資格を審査し、審査結果について指導教員を経由し通知する。
- (5) 審査基準 ①提出時において、特別研究及び特別講義Ⅱを除く所定の単位を修得していること。
②本学大学院博士後期課程の在学期間が1年6か月を超える者。

2 申請及び審査のスケジュール

該当年度の提出期限等はホームページを必ず確認してください。

(<https://www.auhw.ac.jp/daigakuin/health/shinsei.html>)



(QRコード)

(1) 学位（博士）申請

ア 提出期限 3年次の1月25日正午（ただし、25日が金、土、日曜日の場合は25日より前の直近の木曜日となります。）

イ 提出書類 ①学位（博士）申請書（本学学位規程様式第1号）

②個人調書等（履歴書、教育研究業績書）

③博士論文

④博士論文要旨

※様式指定。A4版、片面で2枚以内。提出された要旨は公開発表会の要旨集のレジユメとしても使用する。

(⑤関係資料がある場合には、関係資料)

⑥副論文

※①は1部、②から⑥を「5 論文作成要領」により1つのフラットファイルに簡易製本し、4部提出すること。

なお、フラットファイルの表紙は、提出論文の表紙と同じ体裁にすること。

ウ 提出先 教務学生課

(2) 論文審査委員会による最終試験（口頭試問）

3年次の1月下旬から2月上旬（別途お知らせします）

(3) 公開発表会

3年次の2月中旬（別途お知らせします）

(4) 最終論文の提出

ア 提出期限 3年次の2月下旬（別途お知らせします）

- イ 提出書類 書類は電子ファイルで提出すること。
- ① 博士論文 PDF ファイル(データをそのまま製本利用します)
 - ② 博士論文要旨 (和文) Word ファイル
 - ③ 博士論文要旨 (英文) Word ファイル
- ウ 提出先 教務学生課

(5) 修了判定

審査委員会における審査結果が研究科委員会で報告され、修了判定の審議が行われます。

3 提出する論文

博士論文（主論文）、副論文、並びに学会発表の要旨（又は抄録）を提出する。

(1) 主論文の要件

- ア 審査対象論文は1本とする。
- イ 本学博士後期課程在学中に作成された論文である。
- ウ 適切な倫理的配慮の下で行われた研究であること。
- エ 社会に広く公開され、引用される価値を有する内容であり、査読のある学術誌に刊行あるいは受理されていることが望ましい。
- オ 刊行あるいは刊行予定の共著論文の場合、申請者が筆頭者（あるいは **equal contribution**）であり、かつ共著者全員から学位論文として提出することの同意を書面（様式任意）により得ていること。
- カ 要旨（英文）を添付すること。なお、添付は最終論文の提出時でよい。

(2) 副論文の要件

- ア 博士論文の提出から遡って5年以内に作成された論文である。
- イ 査読のある学術誌または専門性の高い雑誌に掲載（受理後掲載予定を含む）あるいは著書として刊行されたものである。
- ウ 共著の場合には、申請者が筆頭者（あるいは **equal contribution**）であることが望ましい。

上記の条件を満たす論文のコピーを1本以上、内容要旨（又は抄録）（様式は任意）を添付して、提出すること。

(3) 学会発表の要件

関係学会等の学術集会において、1回以上の発表経験（口頭ないし、示説発表の筆頭者として）をもつこと。（要旨（又は抄録）を提出すること）

4 提出論文の審査

学位授与方針（「特別研究の成果として提出された博士論文の最終審査において、

保健、医療及び福祉の諸課題を科学的・理論的に分析することにより、その深い理解と真理の探求を達成し、社会にその成果を発信したと判断される人に、博士の学位を授与します」)に従い、提出論文は、審査委員会（主査・副査2名）及び研究科委員会において審査します。審査の視点としては、研究者として高度な研究能力を修得し、査読付き学術誌等での発表を通じて研究成果を国内外に発信し、新しい知見が学問の発展に寄与できると判断されることが必要となります。

5 論文作成要領

ホームページからダウンロードした書式について、以下の要領に基づき、体裁等を整えて作成してください。

(1) 体裁

- | | |
|----------|--|
| ア 用紙サイズ | A 4 版 |
| イ 本文の書き方 | ①縦置き横書き
②36 字×40 行
③文字のフォント 明朝、標準、10.5 ポイント
* 英文の場合は、ダブルスペース、左揃え
④マージン 上 20mm・下 20mm・右 20mm・左 20mm |
| ウ 論文形態 | 左綴じの片面印刷とし、指定の表紙をつける。 |
| エ 製本スタイル | ①学位申請時は、フラットファイルを使用し、簡易製本する。
②審査済み論文の提出時は、製本不要。 |

(2) 構成概要

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 表紙 | (様式指定) |
| 要旨 (和文) | (様式指定、学位申請時に提出する論文要旨と同一のもの) |
| 要旨 (英文) | (最終論文の提出時でよい) |
| 目次 | |
| 目次 | |
| 表目次 | |
| 図目次 | |
| 本文 | |
| 第 1 章 序論 | |
| 第 2 章 文献の検討 | (第 1 章序論の中に含めても可) |
| 第 3 章 研究の方法と対象 | |
| 第 4 章 結果 | |
| 第 5 章 考察 | |
| 第 6 章 結論 | |

謝辞

引用文献

参考文献

付録・資料

※英文論文の場合は、和文論文の構成に準じる。

(3) 頁と見出し

ア 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より1ページとし、参考文献の最後の頁を最終頁とする。

イ 付録・資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために、i, ii, iii とつける。

ウ 見出しをつける。

I .

1 .

1)

(1)

①

(4) 図表及び写真

ア 図表及び写真は、それぞれに図1、表1、写真1などの一連番号を付し、表題をつける。

イ 図表及び写真は、本文の該当する箇所に(図1)と明示する。

ウ 本文中に挿入する図表及び写真を本文と別頁にする場合は、頁番号をつけずに本文の該当する頁の後に綴る。

(5) 文献の記載様式

文献の記載は、科学技術情報流通技術基準方式、APA方式、社会福祉学系の記載方式のいずれかを使用する。

各様式の記載例については、別紙のとおり。

(博士論文提出資格審査申請書) ←提出時は削除してください。

博士論文提出資格審査申請書

青森県立保健大学
健康科学研究科長 殿

年 月 日

申請者 領 域 名
学籍番号
氏 名

下記に基づき、博士論文提出資格審査を申請します。

記

1 論文提出時取得済の単位及び科目名【例：看護学研究特論（2単位）】
〔共通科目〕

〔専門科目〕

2 論文提出時の在学期間【1年6か月を超えること】
年 月

(様式：博士論文中間発表会 要旨) ←提出時は削除してください。

(タイトル)

(タイトル：ゴシック 12ポイント 強調 中央揃え)

領 域 名

学 籍 番 号

氏 名

指導教員名

I . 研究の意義・目的

II . 研究方法

III . 結果・考察

<作成上の留意事項>

注1) A4版、2枚以内で作成のこと。

注2) 大見出し (I . II . ……) は「ゴシック 強調 10.5ポイント」、
本文は「明朝 10.5ポイント」としてください。

注3) マージン：上下左右 20mm

注4) 図、表および写真を付す場合は、図1、表1などの番号をつけて、文中に示
してください。

(様式：博士論文 表紙) ←提出時は削除してください。

(西暦) 年度 青森県立保健大学 大学院健康科学研究科
博士論文

(タイトル)

領 域 名
学籍番号
氏 名

指導教員名
提出日 (西暦) 年 月 日

(様式：博士論文公開発表会 要旨) ←提出時は削除してください。

(タイトル)

(タイトル：ゴシック 12ポイント 強調 中央揃え)

領 域 名
学 籍 番 号
氏 名
指 導 教 員 名

I. はじめに

II. 研究方法と対象

III. 結 果

IV. 考 察

<作成上の留意事項>

注1) 提出された要旨は、博士論文公開発表会 要旨集のレジュメとしても使用します。

注2) A4版、2枚以内で作成のこと。

注3) 大見出し(Ⅰ. Ⅱ. ……)は「ゴシック 強調 10.5ポイント」、
本文は「明朝 10.5ポイント」としてください。

注4) マージン：上下左右 20mm

注5) 図、表および写真を付す場合は、図1、表1などの番号をつけて、文中に示してください。

(様式：博士論文英文要旨) ←提出時は削除してください。

(英文タイトル)

(タイトル：Times New Roman 12ポイント 強調 中央揃え)

(例)

(著者名を書く) (Student ID No. 191010) (学籍番号を書く)

Academic Supervisor: Professor (指導教員名を書く)

Department of Public Health Social Welfare Policy

(領域名を書く)

Graduate School of Health Sciences

Aomori University of Health and Welfare

<作成上の留意事項>

[Objective]

[Methods (または Materials and Methods)]

[Results]

[Conclusion] に分けて見出しを示し、作成してください。

文献記載様式について

1 科学技術情報流通技術基準方式

(1) 文献は、第1著者名にしたがって引用順に番号を付け、本文中の引用部分に数字番号を小文字で肩書きする。

本文中に著者名を引用する場合、2名の場合には併記し3名以上の場合は、“ら¹⁾” “et al²⁾” とする。

本文中の文献の上つけ番号は^{1) 2) 4)}、^{1~3)} とする。

(2) 参考文献は、引用文献と別にする。

(3) 文献の表記方法は下記にしたがって掲載する。

ア 雑誌

著者名（可能な限り全著者を掲載する）：論文名、誌名、巻（号）、
〇—〇（頁）、発行年（西暦）

イ 単行本

著者名（編者／翻訳者名）：書名、叢書名、版数（初版の場合は省略）、
〇—〇（頁）、発行所、発行年（西暦）

2 APA方式

(1) 本文中の文献の記録

ア 文献を直接引用する場合

引用部分を「 」でくくり、引用部分の後に（ ）を付し、著者名の姓と発行年次と引用文献のページを記載する。また、引用文があとにくる記載方法でもかまわない。

・「引用箇所を明確に記載」（青森，2004，p.10）

・青森（2004）は、「引用箇所を明確に記載」（p.10）

著者が2～5人の場合は、初回引用時は「 」(青森，盛岡，仙台，2004，p.21)
次からは、「 」(青森ら，2004，p.21)

著者が6人以上の場合は、初回引用時から（青森ら，2004，p.21）とする。

イ 文献からの要約を文章中に使用する場合

文献に記載された文章を自分で要約して使用する場合は、要約した文章のあとに（ ）を付し、その中に著者名と発行年次を記載する。

・要約した文章（青森，2004）

・青森(2004)は、要約した文章

ウ 同じ主張を複数の人（文献）がしている場合

同じ主張を複数の人（文献）がしている場合は、発行年次の早いものから引用する。

・過去の研究の内容（青森2001，仙台2002）

エ 同じ著者の主張が、複数の文献にわたっている場合

同じ著者の主張が同一の主張を、複数の文献にわたって行っている場合は、以下のようにする。

・過去の研究の内容（青森，2001，2002）

※同一著者に同一発行年次の文献が複数ある場合は、発行年次のあとに a, b, c を順に表示する。

※同姓の著者が存在する場合は、フルネームで記載する。

※American Psychological Association のような組織の場合、初回引用時は American Psychological Association (APA) とし、次回引用時から APA と省略してもよい。

(2) 引用・参考文献のリスト作成

・引用及び参考文献は、最後一括して記載する。

・リストの記載順は、筆頭著者の姓のアルファベット順とし、著者全員の姓名を記載する。

・同一著者の文献が複数ある場合には、発行年次の早い順にする。

・同一年次に同一著者の文献が複数ある場合には、本文中の引用表示に添付した小文字のアルファベット順に表示する。

・著者が複数名の場合は、名前間に (,) を入れる。

・英語文献の時は、文献タイトル・サブタイトルの頭文字のみ大文字とする
雑誌名・図書名は、単語の頭文字すべてを大文字とする。

ア 雑誌の場合

著者名・発行年次・タイトル・雑誌名・巻・号・ページの順に記載し、雑誌名についてはアンダーラインを引く。

・白浜雅司 (2001), 日本における臨床倫理の適応, インターナショナルナーシングレビュー, 24(3), 78-85

・Kneip, R. C., Delamater, A. M., Ismond, T., Milford, C., Salvia, L., & Schwartz, D. (1993). Self and spouse ratings of anger and hostility as predictors of coronary heart disease. Health Psychology, 12, 301-307.

※サブタイトルがあれば、タイトルのあとに記載する。

※海外文献が約された文献の場合は、発行年次のあとにスラッシュを入れて、訳者とその年次を記載する。

イ 図書の場合

(ア) 一冊の図書すべてをリストに入れる場合

著者名・発行年次・タイトル・出版社の順に記載し、タイトルにアンダーラインを引く。(洋書の場合は、出版社の所在地と出版社名を記載する)

・Cone, J. D., & Foster, S. L. (1993). Dissertations and theses from start to finish: psychology and related fields. Washington, DC: American Psychological Association

(イ) 翻訳本の場合

著者名・発行年次・翻訳者名・翻訳年次・タイトル・出版社の順で記載する。

・ Dale, H.L., Jean, F.J., Clair, A.F., (1993)/日本遺伝看護研究会(2001), 遺伝看護の実践, 溝口満子, 安藤広子 (監), 日本看護協会出版会

※監訳者がいる場合は、タイトルのあとに記載する。

(ウ) 図書の一部にのみリストに加える場合

著者名・発行年次・使用する部分のタイトル・本のタイトル・使用ページ・出版社の順となる。

・長谷川博司(1990), 経営組織のマネジメント, 斎藤正 (編), 経営の基本, (第2版, p210-223). 日本経済新聞社

※編者がいる場合は、タイトルのあとに記載する。洋書の場合は、編者のあとに(Ed.) 2人以上であれば(Eds.)を付ける。

3 社会福祉学系の記載方式

(1) 注および文献の表示について

著者名・発行年・引用頁を本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所がわかりやすい場合は、特に引用頁を記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所がわかりやすいように、引用頁を明示する。そして、文末に、注の欄と文献の欄を別に設ける。

秋田 (2001:25) は、Xについて「-」と述べている¹⁾。
あるいは、
秋田は、Xについて「-」と述べている (秋田 2001:25)¹⁾。

なお、右肩添え字は注の指示であって引用文献の指示ではない。

(注)

1) ただし秋田は、Yについてはこれほど明確に述べているわけではない。

(文献)

秋田博司 (2001) 「一論文名一」『社会福祉学』21 (2), 23-42。

(2) 引用

基本的に、論文中の引用方式を統一することが重要である。

ア 短い引用

文献から短い文章を引用するときは、本文に「」でくくる形で引用を行う。その際、引用文中に「」が使用されている場合はその箇所を『』に変える。

イ 長い引用 (以下、□は空欄を表す)

本文・・・・・・・・・・

1行空ける

□□□・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・・・・・・・（秋田 2001:25）

1 行空ける

本文・・・・・・・・

・・・・・・・・

(3) 参照の表示の仕方

X についての専攻研究を概観すると次のような特徴がみられる（中山 1997；中川 1998；秋田 2001；北沢 2002）。

(4) 文献の記載方式（1つの文献表記が複数行にわたる場合には、2行目以降は全角1字分下げること。）

ア 図書の場合

・単著の場合

著者名（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

・共著の場合

文献上の著者順（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

・編書の場合

編者名（発行年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名。

イ 雑誌論文の場合

論文著者名（発行年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号）、論文初頁－終頁。

ウ 翻訳書の場合

原典の書誌情報。（＝翻訳の発行年，訳者名『訳書のタイトル』出版社名。）

（例）

Thane, Patricia (1996) The Foundations of The Welfare State, 2 nd Ed., Longman. (=2000, 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史一経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房。)

〔注〕

原典の書名・掲載雑誌名はイタリック体で表記するか、もしくは下線を引く。

(5) 文末における注リストの記載方式：片カッコNo.を列挙する。

（注）

1)□・・・・・・・・・・・・・・・・本文

□□・・・・・・・・・・・・・・・・

2)

3)

- ・
- ・

(6) 文末における文献リストの記載方式

- ア 1 文献ごとに改行する。
- イ 著者（ファーストオーサーのファミリーネーム）の A B C 順に並べる。日本人のラ行は R の位置につける。
- ウ 同一著者の複数の文献がある場合は、発行年次の古い順に並べる。
- エ 同一著者の複数の文献が同一発行年次の場合には、（発行年 a）（発行年 b）（発行年 c）という具合に並べる。
- オ 同一著者が共著のファーストオーサーになっている場合は、単著が終わった後に並べていく。

（文献）

- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・ ・ ・ ・ ・
- ・
- ・

V 關係規程等

青森県立保健大学大学院学則

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 3 号
(最終改正 令和 3 年 4 月 1 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 青森県立保健大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健、医療及び福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健、医療及び福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(評価)

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第 3 条 本学大学院の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

(研究科、専攻及び学生定員)

第 4 条 本学大学院に、健康科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員は次の表のとおりとする。

専 攻	課 程	入学定員	収容定員
健康科学専攻	博士前期課程	10人	20人
	博士後期課程	4人	12人

(職員)

第 5 条 本学大学院の職員は、青森県立保健大学（以下「本学」という。）の職員をもって充てる。

(研究科長)

第 6 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第 7 条 本学に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じて、教授、准教授等の職員を加えることができる。

5 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、必要がある場合は、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 大学院学生

第1節 修業年限

(修業年限)

第11条 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程においては、教育研究上の必要があると認められる場合には、学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は2年を超えるものとすることができる。

(以下、本項により標準修業年限の2年を超えて履修する課程を「長期在学コース」という。)

3 長期在学コースの修業年限は3年とする。

(在学年限)

第11条の2 本学大学院の在学年限は、第11条第1項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第2節 入学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第17条又は第17条の2の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者
 - (8) 学校教育法第 83 条に規定する大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
 - (10) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- (7) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者（入学志願の手続）

第 14 条 本学大学院に入学を志願する者は、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 15 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学の許可）

第 16 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

（転入学）

第 17 条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

（再入学）

第 17 条の 2 学長は、本学大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院への再入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に再入学を許可することができる。

（転入学等の取扱い）

第 18 条 第 17 条又は第 17 条の 2 の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及

び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 第17条又は第17条の2の規定により入学を許可された者の在学年限については、第11条の2の規定にかかわらず、前項の規定により決定した在学すべき年数の2倍を超えることができない。

3 転入学及び再入学に際しては、第14条から第16条までの規定を準用する。

(転領域)

第19条 学長は、他の領域に転領域を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に転領域を許可することができる。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 本学大学院博士前期課程で開講する授業科目は、基盤科目及び専門科目とする。

2 博士後期課程で開講する授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義は15時間、演習は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、それぞれ30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学との協議に基づき、学生に当該他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条又は第17条の2の規定による入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第26条 研究科における授業科目の名称、配当年次及び単位数は、別表のとおりとする。

2 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長

の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 28 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、第 11 条の 2 に定める在学年限に算入する。

(復学)

第 29 条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(転学)

第 30 条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 31 条 外国の大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第 34 条第 1 項に規定する期間に含めることができる。

3 第 1 項の規定による留学により修得した単位の取扱いについては、学長が別に定める。

(退学)

第 32 条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 33 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍することができる。

(1) 第 11 条の 2 に定める在学年限を超えた者

(2) 第 28 条の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料又は入学料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 33 条の 2 前条第 3 号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 修了及び学位

(修了)

第 34 条 学長は、博士前期課程に 2 年（第 17 条又は第 17 条の 2 の規定により入学した者については、第 18 条第 1 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に定める授業科目を履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 学長は、博士後期課程に3年(第17条又は第17条の2の規定により入学した者については、第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定める授業科目を履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に3年(博士前期課程(他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「3年(博士前期課程(他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定に該当し博士後期課程に入学した場合の博士後期課程修了のための在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 学長は、第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し修了証書を授与する。

(学位)

第35条 学長は、前条第1項の規定により課程の修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第36条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第37条 学長は、大学院学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 研究生等

(研究生)

第38条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第 39 条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するうえで十分な学力があると認められた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 40 条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学院を置く大学との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し単位を与えることができる。

(研修生)

第 41 条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申し出のあるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第 42 条 学長は、外国人で本学大学院に留学を志願する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第 43 条 この章に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学検定料、入学料及び授業料

(授業料等)

第 44 条 入学検定料、入学料、授業料及び研修料に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第 45 条 本学大学院の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第 46 条 本学大学院に、福利厚生に資するため、談話室その他の福利厚生施設を設ける。

第 8 章 その他

(委任)

第 47 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 26 日 理事長決裁）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 7 日 理事長決裁）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 1 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年度における健康科学専攻博士前期課程の収容定員は 30 人とする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条第 1 項に規定する授業科目は、平成 28 年度以前の入学生については、共通科目、専門支持科目及び専門科目とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前の入学生の在学年限は、第 11 条の 2 の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日限りとし、学長は、これを超えた者を除籍できるものとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、在学年限を延長することができる。

附 則

この学則は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 7

博士前期課程 CNS コース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考		
授 業 科 目 の 概 要	基 盤 科 目	一	研究 基 礎 科 目	共通研究基礎科目	研究倫理	1 前	1	<必要単位> 基盤科目から6単位以上 ※ただし、修士（看護学）を希望する者は「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上必修
				質的研究方法論	1 後	1		
		Evidence-based Practice概論		1 前	1			
		Evidence-based Practice特論		1 後	1			
		学術英語読解		1 前	2			
		礎 科 目 群	専門研究基礎科目	看護研究方法論	1 前	2		
				看護倫理学	1 後	2		
				看護理論特論	1 前	2		
				社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2		
				社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2		
				社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前	2		
		生命科学・ 生理学 科目群	人体機能解剖学特論	1 後	2			
			病態生理学特論	1 前	2			
			神経科学特論	2 前	2			
			生化学特論	1 前	1			
			分子生物学特論	1 前	1			
		疫学・ 統計学 科目群	疫学特論	1 前	2			
			統計学基礎	1 前	1			
			疫学・統計解析演習	1 後	2			
		ヘルスリテラシー 科目群	健康情報論	1 前	2			
			健康行動科学特論	1	2			
			保健医療福祉人材育成論	1	2			

				授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
専 門 業 科 目 の 概 要 目	一	マ ネ ジ メ ン ト モ ジ ュ ー ル	保 健 ・ 福 祉 政 策 、 モ ジ ュ ー ル	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位> モジュール科目から8単位以上	
				健康政策学特論	1 後	2		
				保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2		
				ヘルスプロモーション特論	1 後	2		
				ヘルスプロモーション演習	2 前	2		
				健康危機管理論	1 後	2		
				国際保健学	2 前	2		
				精神保健学演習	1 後	2		
				地域保健学演習	1 後	1		
				I 実 践 看 護 学	看 護 学 モ ジ ュ ー ル	機 能 看 護 学		臨床病態生理学特論
		臨床薬理学特論	1 前					2
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前					2
		実践看護学特論I	1 前					2
		実践看護学特論II	1 後					2
実践看護学演習I	1 後	2						
II 機 能 看 護 学	看 護 学 モ ジ ュ ー ル	機 能 看 護 学	看護管理学	1 後	2			
			看護コンサルテーション	1 前	2			
			看護教育論	1 前	2			
			機能看護学特論I	1 前	2			
			機能看護学特論II	1 後	2			
			機能看護学演習I	1 後	2			
モ ジ ュ ー ル	社 会 福 祉 学	モ ジ ュ ー ル	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4			
			社会福祉学特論I（地域福祉特論）	2 前	2			
			社会福祉学特論II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4			
			社会福祉学特論III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4			
			社会福祉学特論IV（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2			
社会福祉学特論V（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4						
モ ジ ュ ー ル	理 学 療 法 科 学	モ ジ ュ ー ル	理学療法基礎科学特論	1 前	1			
			理学療法基礎科学演習	1 前	1			
			理学療法臨床科学特論	1 前	1			
			理学療法臨床科学演習	1 前	1			
			理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1			
			理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1			
			理学療法地域展開科学特論	1 後	1			
理学療法地域展開科学演習	1 後	1						
モ ジ ュ ー ル	栄 養 ・ 食 品 学	モ ジ ュ ー ル	食品栄養学特論	1 前	1			
			応用栄養学特論	1 後	1			
			応用栄養学演習	1 後	1			
			健康栄養科学特論	1 後	2			
			健康栄養科学演習	2 前	2			
特別研究				2	8	8単位必修		
その他基盤科目、専門科目				1～2	8	8単位以上		
計					30			

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目	基 盤 科 目	研究倫理	1 前	1	5 単位必修
		Evidence-based Practice概論	1 前	1	
		統計学基礎	1 前	1	
		学術英語読解	1 前	2	
		質的研究方法論	1 後	1	
		Evidence-based Practice特論	1 後	1	2 単位選択
		保健医療福祉人材育成論	1	2	
		社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2	2 単位選択
		社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2	
		社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前	2	
の 専 門 科 目	社会福祉学モジュール	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4	10 単位選択
		社会福祉学特論Ⅰ（地域福祉特論）	2 前	2	
		社会福祉学特論Ⅱ（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4	
		社会福祉学特論Ⅲ（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4	
		社会福祉学特論Ⅳ（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2	
		社会福祉学特論Ⅴ（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4	
	保健・福祉政策、マネジメントモジュール	保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2	2 単位選択
		精神保健学演習	1 後	2	
		特別研究	2	8	8 単位必修
		その他基盤科目、専門科目	1～2	1	
要	計		30		

博士前期課程 CNSコースを選択する者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考			
授 業 科 目 の 概 要	<がん看護学領域>						
	基 盤 科 目	看護研究方法論	1 前	2	8 単位選択		
		看護倫理学	1 後	2			
		看護理論特論	1 前	2			
	専	看護管理学	1 後	2			
		看護コンサルテーション	1 前	2			
		看護教育論	1 前	2			
	科	臨床病態生理学特論	1 前	2	6 単位必修		
		臨床薬理学特論	1 前	2			
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2			
	目 の 科 目	門	がん看護学特論Ⅰ	1 前	2	14 単位必修	
			がん看護学特論Ⅱ	1 後	2		
			がん看護学特論Ⅲ	1 前	2		
			がん薬物療法看護論	1 後	2		
			がん薬物療法看護演習	1 後	2		
			緩和ケア論	1 後	2		
			科	門	緩和ケア演習	1 後	2
がん看護学実習Ⅰ					1 後	2	
がん看護学実習Ⅱ					2 前	2	
がん看護学実習Ⅲ					2	2	
目	科	がん看護学実習Ⅳ	2	2			
		がん看護学実習Ⅴ	2	2			
		課題研究	2	2	2 単位必修		
計			40				

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

博士後期課程（平成29年度以降に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考		
授 業 目 の 概 要	共通 科目	ヒューマンケア科学特論	1前	2	<必要単位> 共通科目から2単位以上		
		保健・医療・福祉学研究特論	1前	2			
		基礎健康科学研究特論	1前	2			
		看護学研究特論	1前	2			
授 業 目 の 概 要	専門 科目	保健シ・ス医療ム・領域福祉政策 保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅰ	1	2	<必要単位> 特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究14単位必修		
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策 保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅱ	1～3	2			
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策 保健・医療・福祉政策システム領域特別演習	1～2	4			
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策 保健・医療・福祉政策システム領域特別研究	1～3	6			
	専門 科目	対人ケアマネジメント領域 対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅰ	1	2			
		対人ケアマネジメント領域 対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅱ	1～3	2			
		対人ケアマネジメント領域 対人ケアマネジメント領域特別演習	1～2	4			
		対人ケアマネジメント領域 対人ケアマネジメント領域特別研究	1～3	6			
	専門 科目	基礎研究・実用技術領域 基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅰ	1	2			
		基礎研究・実用技術領域 基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅱ	1～3	2			
		基礎研究・実用技術領域 基礎研究・実用技術領域特別演習	1～2	4			
		基礎研究・実用技術領域 基礎研究・実用技術領域特別研究	1～3	6			
	計					16	

青森県立保健大学大学院履修規程

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 1 1 0 号
(最終改正 令和 3 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県立保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修及び単位修得等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定された期間及び方法により履修登録を行わなければならない。

2 本学において既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

3 単位を修得できなかった者が、翌年度以降においてその授業科目の単位を履修しようとするときは、あらためて履修登録を行わなければならない。

(授業科目の名称、配当年次及び単位数等)

第 3 条 授業科目の名称、配当年次、単位数及び履修方法は、別表 1 のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第 4 条 学生は、その所属ごとに、別表 2 に規定する数以上の単位を修得しなければならない。

(試験)

第 5 条 試験は、各授業科目の科目責任者又は科目担当者（以下「科目責任者等」という。）の責任のもとに行う。ただし、出席数が授業実施時間数の 3 分の 2 に満たない者は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第 6 条 成績の評価は、各授業科目の科目責任者等が、試験成績等を総合して判定する。

2 成績の表示は次の表のとおりとし、A、B 及び C を合格として所定の単位を与え、D を不合格とする。

評 価	評 点	合 否
A	80点 ~ 100点	合 格
B	70点 ~ 79点	
C	60点 ~ 69点	
D	59点以下	不 合 格

(試験時の不正行為)

第 7 条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学期の全授業科目の履修を無効とし、大学院学則第 37 条に規定する懲戒の対象とする。

(既修得単位の認定)

第 8 条 大学院学則第 25 条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（様式第 1 号）により、履修登録期間内に申請しなければならない。

2 学長は、前項の認定をしたときは、既修得単位認定通知書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(GPA)

第9条 学長は学生に対し、第6条第2項の評点に基づくグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与するとともに、学期毎にグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を通知する。

2 GP及びGPAは次の計算式により算出するものとする。

GP (≧0、0.5未満は切捨て)	(評点－55) ÷ 10
GPA (小数点第3位以下は切捨て)	$\frac{\text{(科目のGP} \times \text{単位数) の合計}}{\text{履修登録単位数}}$

3 GPAの算定対象外科目は、既修得単位認定科目及び学外で単位取得する科目（単位互換科目）とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修及び単位修得等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日 理事長決裁)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日 理事長決裁)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

博士前期課程 CNSコース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	基 盤 科 目	研 究 基 礎 科 目	共通研究基礎科目	研究倫理	1 前	1	<必要単位> 基盤科目から6単位以上 ※ただし、修士（看護学）を希望する者は「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上必修
			質的研究方法論	1 後	1		
			Evidence-based Practice概論	1 前	1		
			Evidence-based Practice特論	1 後	1		
			学術英語読解	1 前	2		
		礎 科 目 群	専門研究基礎科目	看護研究方法論	1 前	2	
			看護倫理学	1 後	2		
			看護理論特論	1 前	2		
			社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2		
			社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2		
		生 命 科 学 ・ 生 理 学 科 目 群	生命科学・生理学科目群	社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前	2	
				人体機能解剖学特論	1 後	2	
				病態生理学特論	1 前	2	
				神経科学特論	2 前	2	
		疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	疫学・統計学科目群	生化学特論	1 前	1	
				分子生物学特論	1 前	1	
				疫学特論	1 前	2	
		ヘル ス リ テ ィ ン グ 科 目 群	ヘルスリティング科目群	統計学基礎	1 前	1	
疫学・統計解析演習	1 後			2			
健康情報論	1 前			2			
			健康行動科学特論	1	2		
			保健医療福祉人材育成論	1	2		

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考
専 門 業 科 目 の 概 要 目	一	マ ネ 保 健 ・ 福 祉 政 策 、 モ ジ ュ ー ル	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位> モジュール科目から8単位以上
			健康政策学特論	1 後	2	
			保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2	
			ヘルスプロモーション特論	1 後	2	
			ヘルスプロモーション演習	2 前	2	
			健康危機管理論	1 後	2	
			国際保健学	2 前	2	
			精神保健学演習	1 後	2	
			地域保健学演習	1 後	1	
	I 実 践 看 護 学	臨床病態生理学特論	1 前	2		
		臨床薬理学特論	1 前	2		
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2		
		実践看護学特論I	1 前	2		
		実践看護学特論II	1 後	2		
		実践看護学演習I	1 後	2		
		実践看護学演習II	2 前	2		
	II 機 能 看 護 学	看護管理学	1 後	2		
看護コンサルテーション		1 前	2			
看護教育論		1 前	2			
機能看護学特論I		1 前	2			
機能看護学特論II		1 後	2			
機能看護学演習I		1 後	2			
機能看護学演習II		2 前	2			
モ 社 会 福 祉 学	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4			
	社会福祉学特論I（地域福祉特論）	2 前	2			
	社会福祉学特論II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4			
	社会福祉学特論III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4			
	社会福祉学特論IV（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2			
社会福祉学特論V（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4				
理 学 療 法 モ ジ ュ ー ル 科 学	理学療法基礎科学特論	1 前	1			
	理学療法基礎科学演習	1 前	1			
	理学療法臨床科学特論	1 前	1			
	理学療法臨床科学演習	1 前	1			
	理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1			
	理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1			
	理学療法地域展開科学特論	1 後	1			
理学療法地域展開科学演習	1 後	1				
モ 栄 養 ・ 食 品 学	食品栄養学特論	1 前	1			
	応用栄養学特論	1 後	1			
	応用栄養学演習	1 後	1			
	健康栄養科学特論	1 後	2			
	健康栄養科学演習	2 前	2			
特別研究				2	8	8単位必修
その他基盤科目、専門科目				1～2	8	8単位以上
計					30	

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（平成29年度以降に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	基 盤	研究倫理	1 前	1	5 単位必修	
		Evidence-based Practice概論	1 前	1		
	統計学基礎	1 前	1			
	盤	学術英語読解	1 前	2		
		質的研究方法論	1 後	1		
	科	Evidence-based Practice特論	1 後	1	2 単位選択	
		保健医療福祉人材育成論	1	2		
	目		社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2	2 単位選択
			社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2	
			社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前	2	
専 門 科 目	社会福祉学モ ジュール	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4	10 単位選択	
		社会福祉学特論Ⅰ（地域福祉特論）	2 前	2		
		社会福祉学特論Ⅱ（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4		
		社会福祉学特論Ⅲ（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4		
		社会福祉学特論Ⅳ（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2		
	社会福祉学特論Ⅴ（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4			
保健・福祉政策、 マネジメント モジュール	保健・医療・福祉サービスマネジメント 精神保健学演習	1 後 1 後	2 2	2 単位選択		
	特別研究		2	8	8 単位必修	
	その他基盤科目、専門科目		1～2	1		
	計			30		

博士前期課程 CNSコースを選択する者（平成29年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	<がん看護学領域>				
	基 盤 科 目	看護研究方法論	1 前	2	8 単位選択
		看護倫理学	1 後	2	
		看護理論特論	1 前	2	
	専 門	看護管理学	1 後	2	
		看護コンサルテーション	1 前	2	
		看護教育論	1 前	2	
	科	臨床病態生理学特論	1 前	2	6 単位必修
		臨床薬理学特論	1 前	2	
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2	
	目 の 科 目	がん看護学特論 I	1 前	2	1 4 単位必修
		がん看護学特論 II	1 後	2	
		がん看護学特論 III	1 前	2	
		がん薬物療法看護論	1 後	2	
		がん薬物療法看護演習	1 後	2	
		緩和ケア論	1 後	2	
		緩和ケア演習	1 後	2	1 0 単位必修
がん看護学実習 I		1 後	2		
がん看護学実習 II		2 前	2		
がん看護学実習 III		2	2		
目	がん看護学実習 IV	2	2	2 単位必修	
	がん看護学実習 V	2	2		
	課題研究	2	2		
計			40		

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

博士後期課程 (平成29年度以降に入学する学生)

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考		
授 業	共 通 科 目	ヒューマンケア科学特論	1前	2	<必要単位> 共通科目から2単位以上		
		保健・医療・福祉学研究特論	1前	2			
		基礎健康科学研究特論	1前	2			
		看護学研究特論	1前	2			
科 目 の 概 要	専 門	保健シ・ス医療ム・領域福祉政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅰ	1	2	<必要単位> 特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究14単位必修	
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅱ	1～3	2		
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別演習	1～2	4		
		保健シ・ス医療ム・領域福祉政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別研究	1～3	6		
	対 人 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト	対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅰ	1	2			
		対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅱ	1～3	2			
		対人ケアマネジメント領域特別演習	1～2	4			
		対人ケアマネジメント領域特別研究	1～3	6			
	基 礎 研 究 ・ 実 用 技 術	基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅰ	1	2			
		基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅱ	1～3	2			
		基礎研究・実用技術領域特別演習	1～2	4			
		基礎研究・実用技術領域特別研究	1～3	6			
	計				16		

別表 2

博士前期課程（平成29年度以降に入学する学生）

・CNSコース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者

単位数				
計	基盤科目	モジュール科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	6	8	8	8

・修士（社会福祉学）を選択する者

単位数				
計	基盤科目	モジュール科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	9	12	1	8

・CNSコースを選択する者

	単位数			
	計	基盤科目・ 専門科目	専門科目	課題研究
がん看護専門看護師 (がん看護学領域専攻)	40	14	24(実習10単位含む)	2

博士後期課程（平成29年度以降に入学する学生）

単位数			
計	共通科目	専門科目	特別研究
16	2	8	6
16	2	8	6
16	2	8	6

(様式第1号)

既修得単位認定申請書

令和 年 月 日

青森県立保健大学長 殿

所 属 健康科学研究科 課程
分野 領域

学籍番号

氏 名

入学前の下記大学院において修得した単位を入学後における本学大学院の授業科目の履修により修得した単位として認定していただきたいので申請します。

記

入学前に在籍していた 大学院	大学院				
	研究科		専攻、科目等履修生		
	年 月 日 から		年 月 日 まで 在学		
単位の認定を希望する本学大学院の授業科目等			左記に対応が見込まれる入学前に修得した授業科目等		
科目区分	授業科目名	単位	科目区分	授業科目名	単位
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
			専門科目・その他		
計			計		

- 備考 1 成績証明書及び当該科目の授業概要（シラバス）を添付すること。
2 本申請書は、履修登録期間内に教務学生課へ提出すること。
3 氏名欄は、記名押印又は署名によること。

(様式第2号)

年 月 日

殿

青 森 県 立 保 健 大 学 長

既 修 得 単 位 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり認定します。

記

単位を認定した科目名	単位数	備 考
計 科目	単位	

青森県立保健大学学位規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 106 号

(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県立保健大学学則第 50 条第 2 項及び青森県立保健大学大学院学則第 35 条第 3 項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 青森県立保健大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

(学位の申請)

第 4 条 修士又は博士の学位を申請しようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書（様式第 1 号）に修士論文（博士論文）又は課題研究論文（以下「学位論文」という。）を添えて、学長に申請するものとする。

2 学位申請書は、博士前期課程に 1 年以上、博士後期課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。ただし、大学院学則第 34 条第 1 項及び第 3 項に定める優れた業績を上げた者についてはこの限りではない。

3 学長は、論文審査のため必要があるときは、他の参考資料を提出させることができる。

(学位申請の受理及び審査の付託)

第 5 条 学長は、学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託する。

2 受理した学位論文等は返還しない。

(審査委員会)

第 6 条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査 1 名及び副査 2 名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

(審査期間)

第 7 条 学位論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第 8 条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、直ちにその結果に学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し、議決を行う。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第10条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書 学位記(様式第2号)又は学位記(様式第3号又は第4号)を交付して学位を授与する。

2 学長は、修士又は博士の学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の付記)

第14条 第10条の規定により授与する学位には、学士の学位にあつては別表1、修士の学位にあつては別表2、博士の学位にあつては別表3の専攻分野の名称を付記する。

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「青森県立保健大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第16条 本学の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て学位を取り消し、卒業証書 学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 14 条関係)

学科の名称	専攻分野の名称
看護学科	看護学
理学療法学科	理学療法学
社会福祉学科	社会福祉学
栄養学科	栄養学

別表 2 (第 14 条関係)

研究科の名称	専攻分野の名称	専攻分野の名称 (英文)
健康科学研究科 健康科学専攻 (博士前期課程)	健康科学	Health Sciences
	看護学	Nursing
	社会福祉学	Social Welfare

別表 3 (第 14 条関係)

研究科の名称	専攻分野の名称	専攻分野の名称 (英文)
健康科学研究科 健康科学専攻 (博士後期課程)	健康科学	Health Sciences

備考

- 1 別表 2 (第 14 条関係) 中の専攻分野の名称「健康科学」は、地域保健福祉学分野、理学療法学分野及び生活健康科学分野の者に付記する。(ただし、2 に該当する者を除く。)
- 2 別表 2 (第 14 条関係) 中の専攻分野の名称「看護学」は、看護学分野、及び看護学分野以外の者で次に掲げる要件を全て満たす者に付記する。
 - (1) 本人が希望していること。
 - (2) 保健師助産師看護師法施行令に定める「指定学校養成所」を卒業していること。
 - (3) 別に定める科目のうち、2 科目 4 単位以上を履修していること。

学位（修士・博士）申請書

年 月 日

青森県立保健大学長 殿

健康科学研究科健康科学専攻
学籍番号
氏 名 印

青森県立保健大学学位規程第4条第1項の規定に基づき、下記書類を添えて、
修士（博士）（ 学 ）の学位を申請します。

記

1 研究課題

2 提出書類

(1) 修士（博士）論文（又は課題研究論文） 部（正本 部、副本 部）

(2) 修士（博士）論文要旨（又は課題研究論文要旨） 部

((3) 関係資料 部)

第 号

卒業証書 学位記

氏 名
年 月 日生

本学健康科学部〇〇学科において所定の課程を修めて本学
を卒業したことを認め、学士（〇〇）の学位を授与する

令和 年 月 日

青森県立保健大学

学 長 氏 名 印

学位記		研第	号
		氏	名
		年	月 日生
<p>本学大学院健康科学研究科健康科学専攻の博士前期課程 において所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した ことを認め、修士（〇〇）の学位を授与する</p>			
		令和	年 月 日
青森県立保健大学			
学長 氏		名 印	

Degree Number:

Aomori University of Health and Welfare
Graduate School of Health Sciences

Hereby Confers upon

Name

The Degree of
Master of

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in Health Sciences
at the Graduate School of Health Sciences

, President

Aomori University of Health and Welfare

	研博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
<p>本学大学院健康科学研究科健康科学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格したことを認め、博士（〇〇）の学位を授与する</p>		
	令和	年 月 日
青森県立保健大学		
学	長	氏
		名 印

Degree Number:

Aomori University of Health and Welfare
Graduate School of Health Sciences

Hereby Confers upon

Name

The Degree of

Doctor of Philosophy in Health Sciences

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation

for a Major in Health Sciences

at the Graduate School of Health Sciences

, President

Aomori University of Health and Welfare

青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（修士）審査基準

修士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して修士の学位を授与する。また、修士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文、最終試験（口頭試問）並びに公開審査会において、以下の評価基準により総合的に評価する。

1. 学位論文（修士）評価基準（特別研究あるいは課題研究）

- (1) 研究の目的及び意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 得られた結果の説明、考察が妥当であり、適切であること。
- (5) 論文全体の構成が適正であり、記述内容が論理的で、整合性を有していること。
- (6) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地から、独自性を有するものとなっていること。
- (7) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験（口頭試問）評価基準

1) 特別研究

- (1) 特別研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (2) 特別研究の内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) 広汎な学識を備え、当該研究領域における研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための専門知識を十分に身につけていること。

2) 課題研究

- (1) 課題研究への取組や達成度が、一定の水準にあること。
- (2) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識及び技術を十分に身につけていること。

3. 公開審査会評価基準（特別研究及び課題研究）

- (1) 学位論文と発表内容に整合性があること。
- (2) 聴衆が理解を深めることができる明快かつ効果的なプレゼンテーションがなされていること。
- (3) 質問に対して的確かつ論理的な回答がなされていること。

4 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

5 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。

青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（博士）審査基準

博士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して博士の学位を授与する。また、博士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文及び最終試験（口頭試問）において、以下の評価基準により総合的に評価する。

1. 学位論文（博士）評価基準

- (1) 研究の背景、目的並びに意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 論文の記述内容が論理的で整合性があり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成であるとともに、論理的に明確な結論が導かれていること。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証の見地に加え、国際的な学術水準及び学際的観点から見て、独創性や新規性の高いものとなっていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験（口頭試問）

- (1) 研究課題の設定が申請された学位に対して妥当なものであり、問題意識が明確であること。
- (2) 研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (3) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (4) 研究者として自立して活動するため、あるいは高度な専門職に従事するための広汎な学識と専門知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。

3. 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

4. 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。

公立大学法人青森県立保健大学研究倫理規程

平成 20 年 4 月 1 日
規 程 第 1 2 6 号
(最終改正 平成 31 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県立保健大学の教員、大学院生等（以下「研究者」という。）が人を対象とした研究（以下「研究」という。）について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「指針」という。）に準拠し、倫理的配慮を行った研究を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(研究対象者の人権等への配慮)

第 2 条 研究者は、具体的な研究活動において、研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）に対して、人格、人権を尊重し、十分な説明を行い、約束を守り、負担及びリスクを最小化しなければならない。

(研究責任者)

第 3 条 研究者が研究を実施しようとするときは、その研究の実施責任者（以下「研究責任者」という。）を定めなければならない。研究者が大学院生の場合は、指導教員を研究責任者とする。

(研究責任者の責務)

第 4 条 研究責任者は、次の責務を負う。

- (1) 研究の実施に先立ち、適切な研究計画書を作成しなければならない。計画を変更するときも同様とする。
- (2) 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう、研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の作成に当たって、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- (3) 介入を行う研究については、当該研究の概要その他研究に関する情報を適切に公開データベースに登録しなければならない。ただし、介入を行う研究のうち臨床研究以外のもの及び、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が非公開と認めた内容については、この限りでない。
- (4) 研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者の人権等の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。
- (5) 研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

(研究者の基本的責務)

第 5 条 研究者は、次の基本的責務を負う。

- (1) 研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- (2) 研究を実施するに当たっては、原則として、インフォームド・コンセントを受けなければならない。
- (3) 研究対象者又はその代諾者（以下「研究対象者等」という。）及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等（以下「相談等」という。）に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- (4) 研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
- (5) 研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに青森県立保健大学学長（以下「学長」という。）及び研究責任者に報告しなければならない。
- (6) 法令、指針等及び本学の規程（以下「法令等」という。）を遵守し、学長の承認を受けた研究

計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。

- (7) 研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

(学長の承認)

第6条 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ、学長の承認を受けなければならない。

(研究倫理審査の申請等)

第7条 研究責任者は、前条の承認を受けようとするときは、研究倫理審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、指針に準拠した研究計画書、研究対象者への説明書、同意書、質問紙等審査に必要な書類を添付しなければならない。なお、研究計画書の様式は、別に定める。
- 3 学長は、第1項の申請があったときは、申請内容の適否その他の事項について委員会に意見を求めるものとする。
- 4 申請者は、第1項の申請を取り下げるときは、研究倫理審査申請取下書(様式第2号)を速やかに学長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 委員会は、前条第3項による意見を求められた日から1か月以内に、研究の倫理的及び科学的観点から審査を行うものとする。

- 2 委員会の委員は、自らが関わる研究に係る申請の審査に関与することができない。

(判定)

第9条 委員会は、前条第1項の審査を終了したときは、次の区分により判定を行う。

- (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付き承認(修正した内容を速やかに委員会へ提出することを条件とするもの)
 - (4) 再審査
 - (5) 不承認
- 2 前項第1号の判定を受けた場合は、学長の承認を要しない。
 - 3 第1項第2号の判定を受けた場合は、当該研究を行うことができる。
 - 4 第1項第3号の判定を受けた場合は、修正した内容を委員会に提出し、委員長の確認を受けた後、当該研究を行うことができる。
 - 5 第1項第4号の判定を受けた場合は、再度、第7条第1項の申請をし、学長の承認を受けない限り、当該研究を行ってはならない。
 - 6 第1項第5号の判定を受けた場合は、当該研究計画書による研究を行うことはできない。

(審査結果及び通知)

第10条 委員会は、前条第1項の判定を行ったのち、次に掲げる事項を記載した研究倫理審査結果報告書(様式第3号)を速やかに学長に提出するものとする。

- (1) 判定区分
 - (2) 判定の理由
 - (3) 判定区分が前条第1項第3号の判定である場合は、条件等の内容
- 2 学長は、前項の報告を踏まえ、審査結果通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(異議の申立て)

第11条 申請者は、前条第2項の審査結果に異議のあるときは、学長に対し、異議の申立てを行うことができる。

- 2 異議の申立ては、異議を申し立てる旨及びその理由を記載した申立書に、根拠となる資料を添えて

行わなければならない。

(研究計画書の変更)

第12条 研究責任者は、研究計画書を変更しようとするときは、研究計画書変更承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ、学長の承認を受けなければならない。

2 前項の手続きは、第7条から前条までを準用する。

(報告義務等)

第13条 研究責任者は、研究を終了したときは、その旨及び研究の結果概要を記載した研究終了報告書(様式第6号)を遅滞なく学長に提出しなければならない。

2 研究責任者は、研究を中止するときは、研究中止報告書(様式第7号)を遅滞なく学長に提出しなければならない。

3 学長が必要と認めたときは、研究責任者に研究の経過報告を求めることができる。研究責任者は、報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

(研究対象者から同意を得る方法)

第14条 研究責任者は、研究対象者等にあらかじめ、原則として次の事項について説明を行い、研究対象者等の自由意思による同意を得なければならない。ただし、委員会の意見を受けて学長が許可した事項については、この限りでない。

(1) 研究の名称及び当該研究の実施について、学長の承認及び委員会の審査を受けている旨

(2) 研究機関の名称及び研究責任者の氏名(他の研究機関と共同して研究を実施する場合には、共同研究機関の名称及び共同研究機関の共同責任者の氏名を含む。)

(3) 研究の目的及び意義

(4) 研究の方法(研究対象者から取得された生体試料・情報の利用目的を含む。)及び期間

(5) 研究対象者として選定された理由

(6) 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益

(7) 研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨(研究対象者等から撤回の内容に従った措置を講じることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由)

(8) 研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨

(9) 研究に関する情報公開(研究結果の公表等)の方法

(10) 研究対象者等の求めに応じて、他の研究者対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法

(11) 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)

(12) 生体試料・情報の保管及び廃棄の方法

(13) 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応

(14) 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

(15) 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容

(16) その他必要な事項

2 研究責任者が前項の同意を得る場合は、研究対象者等に対して、研究への協力を拒否し、又は途中で参加を取り止めることができる自由を保障しなければならない。また、研究への協力の拒否又は中断により、研究対象者等が何ら不利益を被ることがないことを、研究対象者等に明示し、伝えなければならない。

3 研究責任者又は研究者が研究対象者等に対して影響力のある立場にあるときは、公募の方法を採用

するなど、任意性の確保について特段の注意を払わなければならない。

- 4 インフォームド・コンセントに際しての口頭、説明文書等による研究対象者等への説明は、分かりやすく、可能な限り専門的な言葉を用いずに行わなければならない。
- 5 未成年者等を研究対象者とする場合は、その代諾者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。代諾者から同意を得る方法は、前各項を準用する。ただし、医学系研究以外で研究の実施に侵襲を伴わない場合は、委員会の意見を聴取した上で学長が許可したときは、その方法を緩和することができる。
- 6 研究対象者に謝礼品を支給する場合は、研究責任者以外でも事務の遂行に必要な限度で青森県立保健大学内部において個人情報を利用する場合があります、公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成20年規程第45号）により適正な取扱いが確保されることを伝えなければならない。

（研究の中止又は変更の勧告等）

第15条 委員会は、研究の途中で、研究責任者又は研究者の不誠実な対応等の倫理上の問題が生じた場合は、研究の中止又は計画の変更を学長に上申しなければならない。

- 2 学長は、前項の上申があった場合には、研究責任者に対し、研究の中止又は計画の変更を勧告するものとする。
- 3 研究対象者等は、当該研究に関して人権を侵害される等の倫理上の疑問について、委員会に直接問い合わせをし、又は申し出をすることができる。
- 4 委員会は、前項の申し出があった場合には、当該申し出について速やかに審議しなければならない。
- 5 委員会は、前項の審議終了後、審議結果を速やかに当該研究対象者等に通知するとともに学長に報告しなければならない。

（研究倫理審査証明）

第16条 学長の承認を受けて行った研究の研究倫理審査証明を希望する研究者は、研究倫理審査証明書交付願（様式第8号）を提出し、研究倫理審査証明書（様式第9号）の交付を受けることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年5月11日から施行する。
（申請に関する規定の整理に伴う経過措置）
- 2 平成22年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに改正前の規程の規定により行われた申請、審査若しくは判定又はこれらのための手続は、改正後の規程の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の規定により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

- 3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。

- 4 この規程施行の日前においても、第 7 条第 2 項の規定の例により、研究計画書様式を定めることができる。この場合において、当該研究計画書様式の添付義務は、規程の施行の日から生じるものとする。

青森県立保健大学大学院再入学規程

令和2年1月15日
規程第1号

(趣旨)

第1条 青森県立保健大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第17条の2の規定に基づく再入学に関する取扱は、この規程の定めによるものとする。

(再入学資格)

第2条 再入学を志願できる者は、大学院学則第34条第1項又は第3項の規定により修了した者又は第32条の規定により退学した者とする。

2 再入学は、同一課程において、1回に限りこれを認める。

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者(以下「再入学志願者」という。)は、指定する期日までに、所定の入学検定料に次の各号に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 在籍期間証明書(青森県立保健大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学長が発行したもの)
- (2) 学業成績証明書若しくはこれに類するもの(本学大学院の学長が発行したもの)
- (3) 在学中に使用していた本学大学院の授業要項(シラバス等)
- (4) 本学大学院において、特別研究・課題研究を担当する教員からの意見書
- (5) 履歴書
- (6) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の再入学志願者に対しては、面接の成績その他研究科委員会が必要と認めた事項により当該志願領域において審査し、研究科委員会において選考を行う。

(再入学年次及び在学すべき年数)

第5条 再入学を許可された者の再入学年次及び在学すべき年数は、退学時の成績状況等により、学長が当該志願領域の代表の意見を聴き、研究科委員会の議を経て決定する。

(既修得単位の認定)

第6条 再入学を許可された者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。



青森県立保健大学大学院